

厚生労働科学研究費補助金
障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

意思疎通が困難な者に対する
情報保障の効果的な支援手法に関する研究

（H 2 8 － 身体・知的 － 一般－ 0 0 9）

平成 2 9 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 橘 とも子

平成 3 0 （ 2 0 1 8 ） 年 3 月

目 次

I.	総括研究報告	3
	意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法に関する研究	4
	橋 とも子	
II.	分担研究報告	9
1.	意思伝達困難者を支援する支援者養成に関する研究	10
	今井 尚志、高橋 俊史	
2.	2-1. 補装具費支給制度における借受け等のための基礎的データベース の構築に関する研究	16
	2-2. コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究	32
	井村 保、伊藤 和幸	
3.	意思疎通困難者への障害種別ごとに求められる支援手法に関する研究	56
	佐藤 洋子	
4.	新たな支援機器、ICT技術等を用いた意思伝達困難者への支援に関する研究	59
	中島 孝、早川 竜生	
5.	意思疎通困難者に対する支援手法の妥当性及び効果等に関する研究	62
	水島 洋	
III.	研究成果の刊行に関する一覧表	65

I . 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

平成 29 年度 総括研究報告書

研究課題：意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法に関する研究

課題番号：H28-身体・知的-一般-009

研究代表者：所属施設 国立保健医療科学院

氏名 橋 とも子

分担研究者：所属施設 国立保健医療科学院

氏名 水島 洋

所属施設 防衛医科大学校

氏名 佐藤 洋子

所属施設 医療法人徳洲会ALSセンター

氏名 今井 尚志

所属施設 独立行政法人国立病院機構新潟病院

氏名 中島 孝

所属施設 中部学院大学

氏名 井村 保

研究要旨

【目的】意思疎通が困難な者に対する情報保障について、人的及び支援機器、ICT技術等による障害種別ごとの支援手法のまとめを、妥当性・効果を示す資料と併せ作成すること。

【方法】①「ICTによる障害者に対する意思疎通支援の現状と課題」検討、②「意思疎通困難者への障害種別ごとに求められる支援手法」の文献レビュー、③重度障害者用意思伝達装置の補助対象機器に対する検証、④養成課程修了者へのWebアンケート、⑤「地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策」の全国市区町村対象調査、⑥第76回日本公衆衛生学会総会シンポジウム「地域の情報アクセシビリティ向上を目指して」の企画開催、など。

【結果】①②③⑥論文・講演等による公表、④課程を通じた学び・関心は、社会人基礎力に関わる力の修得であり、当事者への関わり・支援の実践が重要・必要要因であった、⑤自治体独自の対応や先進的対応例の「検索」、異なる障害種別で利用できる機器の「照会」が可能な「意思疎通支援機器選択データベース」（仮称）ホームページを公開。

【考察・まとめ】意思疎通支援のガイドライン作成に資する、障害種別ごとに求められる支援手法のまとめや、市区町村の障害福祉担当が利用できるデータベースを、妥当性・効果を示す資料とあわせて作成・構築できた。また、本研究の推進を通じて、都道府県の公衆衛生行政従事者等に対して、地域の意思疎通支援施策の推進に係る課題について問題提起することができた。都道府県等の広域自治体における保健医療福祉介護従事者に対する、なおいっそうの普及啓発は、今後の残された課題である。

1. 研究目的

意思疎通が困難な者に対する情報保障について、人的及び支援機器、ICT技術等によ

る障害種別ごとの障害特性に応じた支援手法や、その妥当性・効果等を検討する。平成29年度末までに、意思疎通支援のガイドライ

ン作成に資する、障害種別ごとに求められる支援手法のまとめを、妥当性・効果を示す資料とあわせて作成することが、本研究の目的である。

2. 研究方法

平成 28 年度は「障害種別ごとに求められる支援手法」について文献調査を行うと共にシンポジウムを開催し、障害種類別支援団体や自治体の担当部局等から情報収集した。平成 29 年度は、失語症・高次脳機能障害や精神障害における意思疎通支援や、新たな ICT 技術等によるコミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究を加え、障害種別横断的な視点で支援手法を把握・検証した。

（倫理面への配慮）

調査実施に当たり、国立保健医療科学院研究倫理審査委員会の審査を受け、平成 28 年度分は承認された（NIPH-IBRA#12149）。改正個人情報保護法の全面施行（平成 29 年 5 月 30 日）以降の調査は、適切な調査実施態勢の構築が不可能と判断した等の理由で、審査申請を取り下げることとした。

3. 研究結果 及び 考察

分担課題① 意思疎通困難者に対する支援手法の妥当性及び効果等に関する研究

ICT による障害者に対する意思疎通支援の現状と課題について、総説論文にまとめた。[保健医療科学 2017 ; 66(5) : 497-501.]

分担課題② 意思疎通困難者への障害種別ごとに求められる支援手法に関する研究

意思疎通が困難な者への障害種別ごとに求められる支援手法について、文献レビューを行った。[保健医療科学 2017 ; 66(5) : 502-511.]

分担課題③ 新たな支援機器、ICT 技術等を用いた意思伝達困難者への支援に関する研究

サイボーグ型ロボットの技術を使用し、実用開発されたサイバニックインタフェースで 15 例の重篤な ALS などの神経・筋疾患で臨床試験を行い、実用性を検証した。[JMACCTID: JMA-IIA002808] この装置の制度上の位置づけは、障害者総合支援法の補装具費支給制度「重度障害者用意思伝達装置」の生体現象方式に分類され、その中で普及可能と考えられた。

分担課題④ 災害時等を見据えた意思伝達困難者への支援に関する研究

東北福祉大学が実践性している意思疎通が困難な者に対する ICT を用いた人材育成課程の卒業生対象の質問紙調査を通して、支援者養成効果を検証した。課程全体を通じた「学びと関心」は、社会人基礎力に関わる力の修得であった。また支援者養成講座では、「当事者への関わり・支援という『実践』」が、重要かつ必要な要因と考えられた。

分担課題⑤ コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究

地域生活支援事業における意思疎通支援事業ならびに日常生活用具給付事業の対応状況調査として、「地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査」を、全国の市区町村 1,741 自治体の障害福祉主管課を対象に実施した（回答率 48.8%（政令市 50.0%, 市 58.4%, 町村 39.87%, 特別区 91.3%））。意思疎通支援事業では、特定の名称に対する支援方法を誤解した回答が多く自治体でみられた一方、「点訳奉仕員」・「点訳者」のように、類似支援に対する名称が自治体ごとに異なるなどの実態が把握できた。また日常

生活用具給付事業では、同じ種目のコミュニケーション機器を、異なる障害種別の対象者に給付する対応実態を確認できた。成果は、自治体独自の対応や先進的な対応例の検索や、異なる障害種別で利用できる機器の照会が可能な「意思疎通支援機器選択データベース」（仮称）を掲載したホームページとして公開した。これにより、支援事業自体の全国的な波及に貢献できると思われた。

4. 評価（研究成果）

1) 達成度について

意思疎通支援のガイドライン作成に資する、障害種別ごとに求められる支援手法のまとめを、妥当性・効果を示す資料とあわせて作成でき、本研究の目的を達成した。具体的には、障害種別ごとの支援手法を網羅的に把握するとともに、新たに開発されたサイバニックインタフェースAI02の効果や、支援人材養成効果を検証しえた。さらに、補装具費支給制度等における借受けのための基礎的データベースを構築しえた。補装具費支給制度の改正の具体的内容の公表が今後の課題であるものの、補装具費以外の日常生活用具給付事業において、異なる障害種別対象者への対応事例を明らかにすることができた。

2) 研究成果の学術的意義について

本研究では「意思疎通支援」手法に係る課題を、今後いっそう推進を目指すべき共生社会に向けて、「全ての国民が、情報の収集・利用・意思表示等の困難や障害の有無にかかわらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる『情報アクセシビリティ』」の観点で捉えた。これにより、「世界に先がけて医療や社会保障システム

における『治す Cure』から『ケアする Care』への転換が求められる」日本から、学術的に国内外に向けて、障害保健医療福祉政策における証拠に基づく政策立案（EBPM: Evidence Based Policy Making）の必要性・重要性を発信することができた点で、本研究の学術的意義は大きい。また、自治体規模や都道府県ごとに比較できる、全国すべての基礎自治体を対象とした横断的調査研究成果を、公開・構築したデータベースは、今後、自治体が、障害保健福祉施策においても EBPM を推進する際に必要な学術的基礎データを提供しうるという点で、その学術的意義は大きい。

3) 研究成果の行政的意義について

本研究成果は、意思疎通支援のガイドライン作成に資することにより、政策への貢献が期待できる。また、本研究の推進により、都道府県の公衆衛生行政従事者等に対して、地域の意思疎通支援施策の課題について問題提起することができた。なおいっそうの都道府県等広域自治体に対する普及啓発は、残された今後の課題である。さらに、平成 28 年 3 月 30 日改正地域生活支援事業実施要綱において「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることが明確化」された、市町村地域生活支援事業の必須事業としての意思疎通支援事業について、現状を整理するとともに、自治体が検索可能な形で公表し、今後のあり方を示した点で、行政的意義は大きい。

4) その他特記すべき事項について

意思疎通支援、情報アクセシビリティ向上に関する講演会の開催。

- ・ 第 76 回日本公衆衛生学会総会においてシンポジウム 37「地域の情報アクセシビリティ向上を目指して」を開催した。[第 76 回日本公衆衛生学会総会；2017 年 10 月 31 日-11 月 2 日；鹿児島。第 76 回日本公衆衛生学会総会抄録集, p. 203-205.]
- ・ 第 76 回日本公衆衛生学会総会において自由集会 20「共生社会における情報アクセシビリティ向上を目指して」を開催した。

5. 結論

- ・ 意思疎通が困難な者に対する情報保障について、障害種別ごとに求められる支援手法を網羅的に把握し、妥当性・効果を示す資料とともに、ガイドライン作成に資するまとめを作成した。
- ・ 全国の市区町村を対象とする「意思疎通支援機器選択データベース」（仮称）を構築・公開した
- ・ 今後、日本において障害保健医療福祉政策における証拠に基づく政策立案（EBPM: Evidence Based Policy Making）への転換・推進が必要かつ重要と考えられた。

6. 研究発表

1) 国内

原著論文による発表	3 件
口頭発表	1 5 件
それ以外（レビュー等）の発表	5 件

2) 国外

原著論文による発表	0 件
口頭発表	5 件
それ以外（レビュー等）の発表	2 件

そのうち主なもの（それぞれ 5 件以内、著者

名は全て記入し、班員名には下線を引く。）

・ 論文発表

- 1) Tachibana T, Mizushima H. A Review for Promoting Evidence-based Healthcare and Welfare Policies for People with Disabilities. A Proposed “Definition of Health” for a Care-focused Mature Society. J Epidemiol Public Health Rev. 2017 Nov 24;2: 6:doi <http://dx.doi.org/10.16966/2471-8211.158>.
- 2) Tachibana T, Mizushima H. Promoting Evidence-Based Health and Welfare Policies for People with Disabilities: Proposing a “Definition of Health” for a Care-Focused Mature Society. Epidemiology (Sunnyvale) 2017; 7:334. doi:10.4172/2161-1165.1000334.
- 3) 橋とも子. 共生社会における情報アクセシビリティ向上を目指して. 保健医療科学. 2017; 66(5) : 473-483.
- 4) 中島孝. 難治性神経・筋疾患に対するコミュニケーション支援技術：透明文字盤，口文字法から最新のサイバニックインタフェースまで. 保健医療科学. 2017; 66(5) : 491-496.
- 5) 佐藤洋子. 意思疎通が困難な者への障害種別ごとに求められる支援手法に関する文献レビュー. 2017; 66(5) : 502-511.

・ 学会発表

- 1) Tachibana T, Mizushima H. Promoting Evidence-Based Health

- and Welfare Policies for People with Disabilities: Proposal for the Definition of “Health” in a Matured Society. In: Proceedings of 6th International Conference on Epidemiology & Public Health; 2017 Oct 23-25; Paris, France. Epidemiology (Sunnyvale) 2017; 7 (5 Suppl):79.
DOI:10.4172/2161-1165-C1-018.
- 2) Tachibana T. Towards Improvement of Information Accessibility in a Care-focused mature Society: A proposed “definition of health” for a mature society. In: Proceedings of 3rd World Congress on Public Health, Nutrition & Epidemiology; 2017 Nov 13-14; Osaka, Japan. J Community Med Health Educ 2017; 7(5 Suppl):13. DOI:10.4172/2161-0711-C1-029.
- 3) 水島洋, 佐藤洋子, 橘とも子. アウトカムリサーチのための障がい者登録の必要性. 第 41 回インターネット技術第 163 委員会研究会 (ITRC meet41) ; 2017 年 5 月 ; 東京.
<https://alligator.itrc.net/meet/41-agenda/> (accessed 2017-05-17)
- 4) 佐藤洋子, 水島洋, 橘とも子. 意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法. インターネット技術第 163 委員会 (ITRC). 医療情報ネットワーク連携および UA 技術の普及・実践分科会 (MINX-UAT). 第 3 回 アクセシビリティワークショップ「意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法」 (東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター 国際会議室 2016.10.22).
<http://www.itrc.net/minx-uat/workshop201610.html> (accessed 2017-05-22)
- 5) 中島孝. 難病ケアにおけるロボティクスと QOL-HAL. 第 10 回日本在宅薬学会学術大会 ; 2017 年 7 月 29 日 ; 神奈川.

7. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
特になし

Ⅱ． 分担研究報告

分担研究報告書

意思伝達困難者を支援する支援者養成に関する研究

研究分担者 今井尚志 医療法人徳洲会東京本部 ALS ケアセンター

研究要旨 意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援のためには、近年急速に発展しつつある情報通信技術(ICT)を用いたツールを活用することは、有力な手段である。しかし、意思疎通が困難な者が、そのツールを十分に活用できるようになるためには、IT 機器の使用に慣れた支援者の継続的な援助が必要とされることが多い。東北福祉大学は10年前から大学教育の一環として、支援者となりうる人材育成を目的とした教育課程を実施している。今回その教育課程を受講した卒業生を対象として Web アンケート調査を実施し、教育課程の効果について検討した。回答が得られた卒業生(回収率 45.3%)は概ね本課程の内容に満足度が高く、一部に本課程で学んだ内容を生かして職業とした者いて、支援者の輪を広げる方法として有用であることが示唆された。

共同研究者

高橋俊史 (東北福祉大学 総合マネジメント学部)

A.研究背景

伝の心やオペレートナビなどの情報通信技術(Information and Communication Technology, 以下 ICT と略す)を用いた意思伝達装置は、意思疎通が困難な者に対する情報保障のツールとして有用である。しかし、意思疎通が困難な患者は、それらの機器を十分に活用することができず、また、それらを支援する体制も手薄である。実際の支援者としては、それらの機器に精通したボランティアや作業療法士等の専門職種が支援を行ってきた。しかし、十分な支援とは言えない現状であった。

この状況に応えることを目的とし、東北福祉大学は2008年より当事者と家族、医療関係者、地域支援者等の協力の下、文部科学省の教育 GP(Good Practice)プログラムを活用し、支援機器や支援手法を学ぶ課程を作成し、人材育成を開始した(以下、本課程と略す)。本課程では、障害の理解や支援に関する理論などの知識を学ぶ座学と、機器の操作法やスイッチの調整等を学ぶ実習の他に、学生2、3名のチームにて在宅人工呼吸療養の ALS 患者宅(50~70代)を訪問し、経験を積む実習を行った。課程終了後には、地域で意思伝達困難者への支援を実施している NPO 法人より、「重度障害者 ICT 支援コーディネータ3級」の資格認後、上

記資格の認定を受け、卒業している。

B.研究目的

本研究では、東北福祉大学の本課程を終了した卒業生を対象として、支援者養成の効果について調査し、教育プログラムの有効性の検証と修正への一助を目的とした。

C.研究方法

1. 研究対象

本課程の卒業生 56 名を対象とした。

2. 研究方法

Web アンケートによる調査を実施した。なお、調査依頼は、メールと SNS(Facebook, LINE)にて行った。

3. 調査項目

①卒業後の就労(13 項目)、②支援に関する意識(7 項目)、③自分の社会人としての成長(21 項目)、④本課程の満足度(8項目)、⑤自由記述である。(別表1)

4. 調査期間

2017年11月1日から11月14日に実施した。

(倫理面への配慮)

回答者への配慮として、アンケート依頼の際に調査の説明及び回答者が特定されないように配慮すること、回答を途中で中断もしくは、無回答であっても回答者に不利益とならないこと、結果の活用について提示し、同意を得られた場合のみ回答できるように配慮した。

D. 研究結果

1. アンケート調査回収状況

依頼ができた 53 名中 24 名(回収率 45.3%)より回答があった(表1)。

表1. 回答者の属性

卒業年	回答者数	課程終了者総数
2012年	6名	16名(2名不通)
2013年	2名	7名
2014年	4名	11名(1名不通)
2015年	3名	6名
2016年	5名	9名
2017年	4名	7名

※性別は履修状況により個人の特定制となり得たため省略

2. 調査結果

2.1 課程での学びと就労

卒業後の就労として本課程の学びに関連する福祉関係、機器関連への就労が多く(表2)、また、自由記述として、ALS や脳性麻痺の方と関わりから難病の方を一番近くでサポートできる仕事につきたい、実習で出会った人に憧れてなどの記述があり、学びに関連した就労となっている。また、資格取得および課程での学びの就労への影響については、学びよりも資格取得がより影響度が高い結果であった(図1, 2)。

表2. 卒業時の就労状況

職種	内訳(回答数)
福祉関連(11)	MSW(3), 専門支援員(2), 介護職(2), 相談員(1), 高齢者(1), 福祉職・系(2)
機器関連(2)	福祉機器(1), 医療機器関連(1)
教育関連(2)	特別支援学校教員(1), 教育(1)
その他(5)	団体職員(1), サービス業(1), 郵政(1), 販売(1), 金融(1)
無回答(4)	

2.2 課程での学びと支援に関する意識

社会生活の中で ICT 支援に関連する意識については、全項目において9割以上が積極的に関わりたい及び、興味関心が高まったという回答であり、本課程の目

的である支援現状の改善に効果が見られる結果であった。しかし、社会貢献に関して、1名からはあまり関わらないとの回答があった。(図3)。

2.3 課程での学びと社会人力

ほとんどの項目において7割以上が身についた、身についた気がする」と回答をしており、教育プログラムとして教育効果がある結果となった。しかし、問題解決力を含む4項目について、7割以上が効果を感じている反面、1名より知識技術が低下したとの回答があったことから、プログラムの内容もしくは、適応者等の検討が必要である結果であった(図4)。

2.4 講義に関する満足度

課程全体については、一部の不満はあっても、満足度の高い結果であった。特にフィールドワークなどの実践的な講義の学びの満足度が高い傾向であった(図5)。また、自由記述として座学については、具体的に障害を持った方との関わり方や支援をするにあたってのことを学ぶことができたという回答があった。技術を学ぶ実習については、障害者支援など、具体的な内容を示していただき興味がわいた、もう少し詳しいところもできていれば仕事にも役立った、との回答があった。そして、経験を積むことを目的とした実習については、問題解決への考え方を知ることができた、実際に患者や支援者と関わることが良かったとの回答が複数あり、現場において患者の目線を学ぶことが貴重な経験であることが示唆される結果であった。

2.5 課程に関する自由記述

自由記述として、「この過程に参加して本当に良かったと思っています。1年かけて1人の方をしかも在宅で実習を行うことは他の実習ではなかなかできない事だと思うので、本当に貴重な経験になりました。自分が支援をするといよりも実習先の方に育ててもらった実習でした。(一部抜粋)」や「問題解決の為に考え、行動することが大切だということを課程で学びました。(一部抜粋)」、「課程を継続してほしい」を含む9件の回答があった。

E. 考察

本課程を学ぶことにより、社会生活における支援への関心や社会人基礎力の向上などが見込まれることから、教育プログラムとして効果があると考え。その要因は、自由記述に在宅や病院にて実際に見聞すること、そして、支援を行うことが学びとして強く印象に残ったとの回答があったことから、実際に支援対象者と出会い支援したことが、支援の意義や必要性を学ぶとともに、学びの確認につながると考えられる。そのため、学びの質を維持するためには、実習の受入等の理解を得て、学生が学べる現場を維持していくことが重要であり、学内での講義についても実践的な学びであることを意識付けることが重要である。

また、本課程の履修者の中には、コンピュータがあまり得意ではない社会福祉の専門課程の学生も在籍していたが、課程を終了している。つまり、社会福祉分野の専門職にはコンピュータ等を不得意とする人も多いが、本課程を学ぶことは可能である。したがって、意思伝達が困難な方が機器を活用したいというニーズを有していることは事実であるため、意思伝達装置などの支援があることを、福祉および医療に関わる専門職の学びとして組み込むことは可能であり、必要である。そして、学びをより効果的に活用するためには、資格という形にすることが重要である。そのため、本課程の資格をボランティアベースの社会貢献と同じくするのではなく、卒業生が専門性を持って働ける事業として実施されるように働きかけることが今後の課題である。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許所得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

特になし

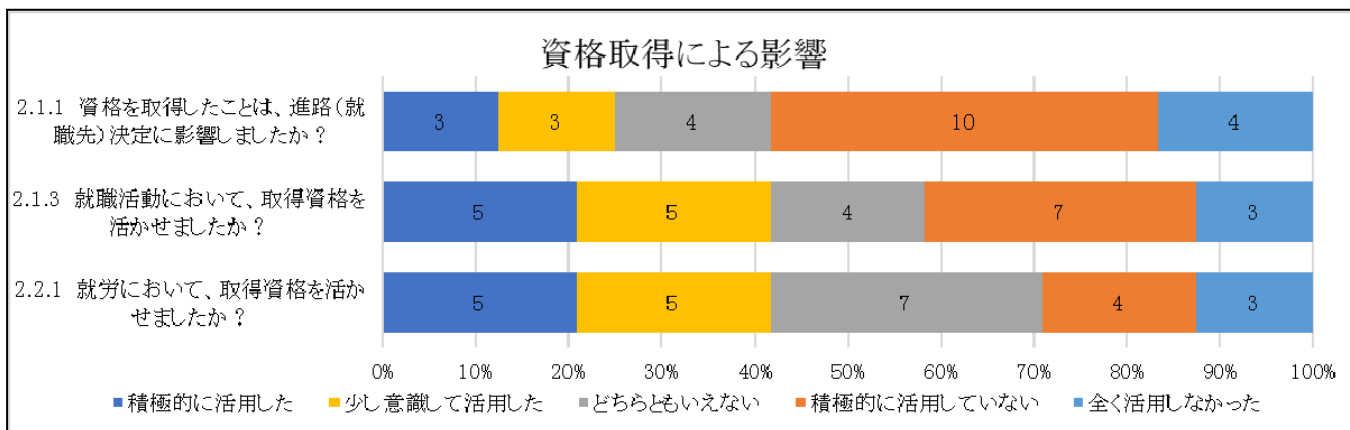


図1. 資格取得と就労に関する回答

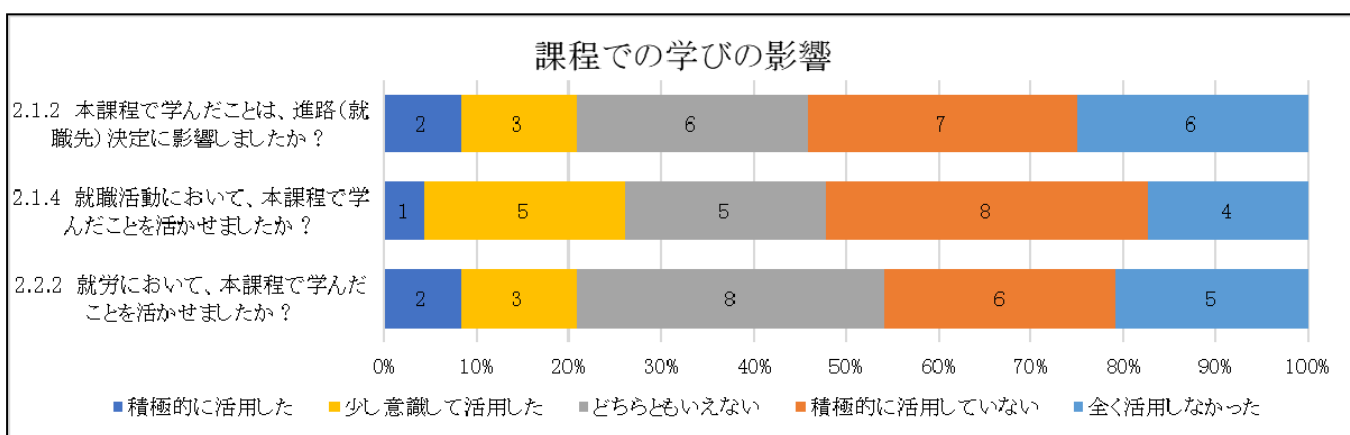


図2. 課程での学びと就労に関する回答

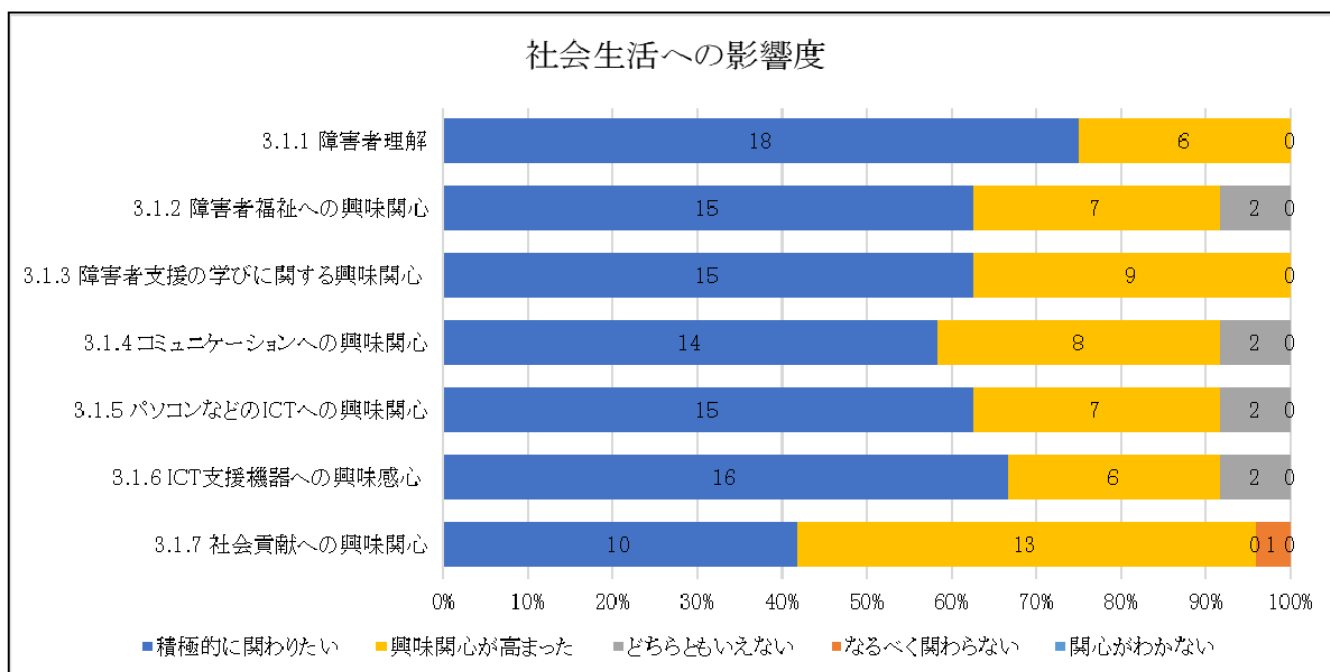


図3. 課程での学びと社会生活に関する回答

社会人スキルへの影響度

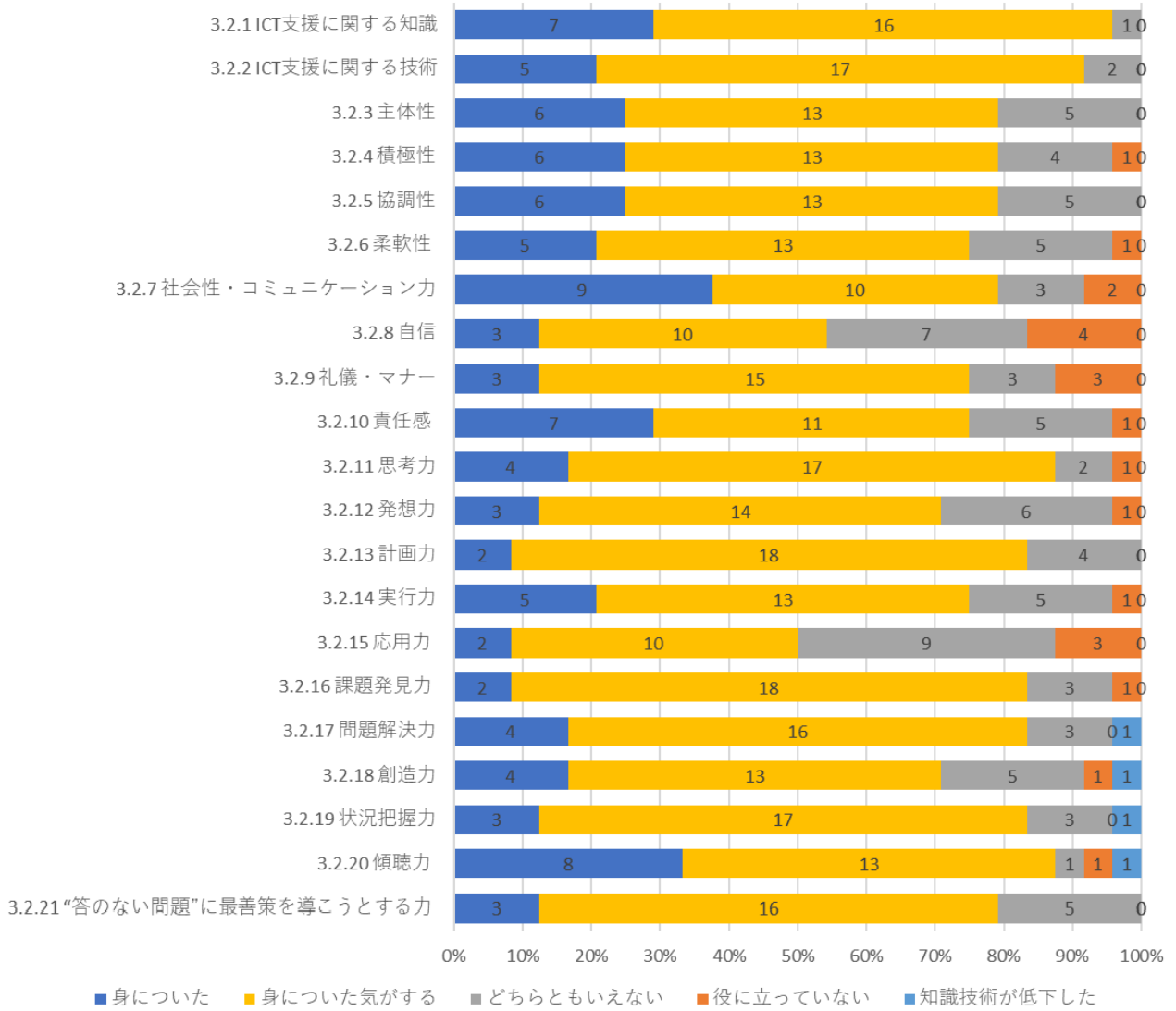


図4. 課程での学びと社会生活に関する回答

講義の満足度

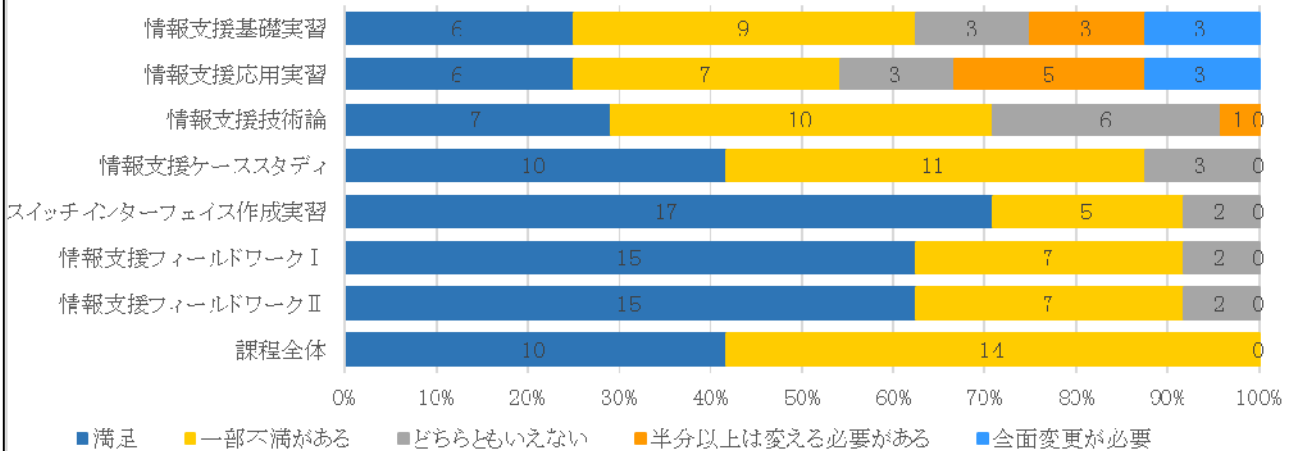


図5. 講義の満足度に関する回答

別表1. Web アンケート調査項目一覧

調 査 項 目		
1 学籍番号の年度表記(任意)		
2 重度障害者 ICT 支援コーディネータ育成課程の学びと就職について		
○ 大学在学中の就活について		
2.1 希望職種・分野(記述式)		
2.1.1 資格を取得したことは、進路(就職先)決定に影響しましたか?		
2.1.2 本課程で学んだことは、進路(就職先)決定に影響しましたか?		
2.1.3 就職活動において、取得資格を活かせましたか?		
2.1.4 就職活動において、本課程で学んだことを活かしましたか?		
○ 卒業時の就職先について		
2.2 卒業時の就労先の職種(記述式)		
2.2.1 就労において、取得資格を活かせましたか?		
2.2.1 就労において、取得資格を活かせましたか?		
2.2.2 就労において、本課程で学んだことを活かしましたか?		
○ 転職後の就職先について		
2.3 転職後の就労先の職種(転職者のみ)(記述式)		
2.3.1 転職において、資格取得は進路(就職先)決定に影響しましたか?		
2.3.2 転職において、課程で学んだことは進路(就職先)決定に影響しましたか?		
2.3.3 転職活動において、取得資格を活かせましたか?		
2.3.4 転職活動において、学んだことは活かしましたか?		
2.3.5 転職後の就労において、取得資格を活かせましたか?		
2.3.6 転職後の就労において、課程で学んだことを活かしましたか?		
3 重度障害者 ICT 支援コーディネータ課程の学びと社会生活について		
3.1 課程での学びと社会生活について		
3.1.1 障害者理解	3.1.2 障害者福祉への興味関心	
3.1.3 障害者支援の学びに関する興味関心	3.1.4 コミュニケーションへの興味関心	
3.1.5 パソコンなどの ICT への興味関心	3.1.6 意思伝達装置などの ICT 支援機器への興味関心	
3.1.7 社会貢献への興味関心		
3.2 課程での学びと社会人力		
3.2.1 ICT 支援に関する知識	3.2.2 ICT 支援に関する技術	3.2.3 主体性
3.2.4 積極性	3.2.5 協調性	3.2.6 柔軟性
3.2.7 社会性・コミュニケーション力	3.2.8 自信	3.2.9 礼儀・マナー
3.2.10 責任感	3.2.11 思考力	3.2.12 発想力
3.2.13 計画力	3.2.14 実行力	3.2.15 応用力
3.2.16 課題発見力	3.2.17 問題解決力	3.2.18 創造力
3.2.19 状況把握力	3.2.20 傾聴力	
3.2.21 “答のない問題”に最善策を導こうとする力		
4 各専門講義の満足度		
4.1 情報支援基礎実習	4.2 情報支援応用実習	4.3 情報支援技術論
4.4 情報支援ケーススタディ	4.5 スイッチインターフェース作成実習	4.6 情報支援フィールドワーク I
4.7 情報支援フィールドワーク II	4.8 課程全体の満足度	
5 課程充実のためのコメント(自由記述)		

補装具費支給制度における借受け等のための基礎的データベースの構築に関する研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授
研究協力者 伊藤 和幸 国立障害者リハビリテーションセンター 研究所

研究要旨

意思疎通にかかる福祉用具には補装具や日常生活用具として公費負担されるものもあるが、障害種別や程度によって利用できる制度や種目が異なる場合もある。加えて、情報・通信支援用具等のように、その種目にはどのような機器等が該当するかわかりにくいものもある。そこで本研究では各制度の種目（製品群）と適用者の関係や、対応上の留意事項をまとめた「種目検索支援データベース」と、平成30年度から借受け費についても支給対象となる補装具・重度障害者用意思伝達装置を対象に絞った「重度障害者用意思伝達装置データベース」の2階層のデータベースを作成した。これらのデータベースは、機器利用者・申請者のみならず申請を受け付ける市町村担当者においても参考資料となり、機器の適切な給付の判断の一助となることが期待される。

A. 目的

意思疎通にかかる福祉用具・機器（以下、意思疎通支援機器）には、補装具に該当するものや、日常生活用具に該当するものもあるが、障害の程度や、進行性疾患においては病状の進行に応じて利用制度が異なり、公費負担の対象となる機器に相違があることは、申請する障害者のみならず、支援者にもわかりづらいことも多い。加えてに、従来のコミュニケーション機器等の意思疎通支援器は、特定の障害を想定して製作されてきたが、近年のICT（information and communication technology；情報通信技術）の発展により、他の障害においても利用可能なものもある。また、専用機器ではなく、タブレットPCやスマートフォンにアプリケーションソフトを入れることで、同等あるいはそれ以上の機能を実現できるものも多くある。

しかしながら、これらの機器やアプリケーションを探すことや、実際に有効利用できる障害種別や程度、さらには制度の利用可否等の広範囲の情報を一手に探すことができる方法・サイトはない。そのため、制度の利用の機会を逸する場合もあるといえる。

また、補装具については、平成27年12月14日の社会保障審議会障害者部会で取りまと

められた報告書を受けて、障害者総合支援法が改正され、平成30年4月より補装具の「借受け」についても費用の支給対象に加わるようになった。しかしながら、これまでにない施策であることから、どのような対応になるのかは未だ不明であり、利用を希望する障害者等のみならず、申請を受け付ける基礎自治体（市町村）関係者にも混乱が生じることが危惧されている。

そこで本研究では、意思疎通支援機器を必要とする障害者等が制度の利用の機会を逸することのないように、制度や製品等の必要な関連情報を集約し、障害種別による対象者と利用可能制度との関係等の必要な情報を整理する。そして、「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究」の1つとして、種々の製品群（制度利用時の種目に相当）と対応制度をマッピングした補装具費支給制度における借受け等のための基礎的データベースを構築するとともに、そのデータベースの在り方等を検討することを目的とする。

B. 方法

本研究では、①補装具費支給制度や日常生活用具給付事業の対象となる状況の整理、②既存の情報源となるデータベースやホームページ

(サイト)での分類や特徴、の2点について調査するとともに、その結果を③適切な機器選択と制度利用の可能性に関する情報の集約、ならびにその一元的発信方法を検討する。なお、各段階は、以下の通りである。

B-1. 各種制度の対応状況の調査

(1) 補装具の状況

平成30年度からは、一部の補装具については購入または修理に関する費用に加えて、借受け費の支給対象になることが改正障害者総合支援法(平成28年5月25日成立、6月3日公布、平成30年4月1日施行)で決まっている。

改正法施行前には、平成29年度までに(公財)テクノエイド協会が厚生労働省総合福祉推進事業によって貸与方式の課題を検討してきたが、具体的な内容・方法はまだ明らかになっていない。

そこで、厚生労働省や(公財)テクノエイド協会との連携も含め、情報収集を行い、必要な情報提供の整理を行う。

(2) 日常生活用具の状況

現在の日常生活用具給付事業は、平成18年10月の障害者自立支援法(現、障害者総合支援法)の二次施行時より、地域生活支援事業における1つの事業として、市町村が実施主体となり対応されている。

しかし、大まかな種目は規定されているものの、具体的な品目毎の可否については市町村裁量に委ねられたことから、実施状況や対応状況に市町村間の差が生じてきている。

そこで、本研究分担課題のもう1つのサブテーマである「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案」の中で全国の市町村・東京都特別区(1741自治体)を対象に実施する「地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査」における、日常生活用具給付事業の実施状況や対応種目等の照会結果から現状を参考にとりまとめる。

B-2. 既存データベース等の調査

現在、一般に利用可能な福祉機器やICTを用いた意思疎通支援機器等は多く存在するが、

それらの製品に関する情報を一元的に検索するシステムはない。しかしながら、インターネット上には、福祉機器全般や意思疎通支援機器等の特定分野に特化したデータベースまたはリストとして公開しているサイトは、複数ある。

これらの中から、体系的に収録されていること、収録内容が特定のメーカーや販売業者に偏らないこと、定期的あるいは高頻度での更新が行われていることなどを考慮し、意思疎通支援機器の検索が効果的に実施できるものを数か所選定する。

B-3. データベースの検討

B-2で選定した、各サイトにおける分類の特徴や制度との対応の容易さ等をふまえ、データベースの体系・項目の検討を行う。

データベースは、障害種別や困難状況と、補装具費支給制度における借受けに関する情報との対応を含め各種制度利用を機器の対応付けからの選択支援につながる構成を検討する。また、登録項目について、今回作成しない製品群(種目等)での構築・追加も想定し、今後の拡張に備える形式を検討する。

データベースの検索システムについては、本研究分担者(井村)が研究代表者であった先行研究¹(厚労科研費)で研究協力者(伊藤)が作成した「意思伝達装置用スイッチ」のデータ検索システム²をベースにB-1、B-2での検討結果をふまえて構築する。

併せて、今後の継続的利用を想定したデータ更新(制度変更、製品の追加・削除等の修正等)についても容易に実行できるような管理画面方法についても検討する。

C. 結果

C-1. 各種制度の対応状況の調査

(1) 補装具

障害者総合支援法に基づく補装具は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定

¹ 厚労科研費・障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野)「音声言語機能変化を有する進行性難病等に対するコミュニケーション機器の支給体制の整備に関する研究」(H25-身体・知的-一般-004)

² <http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatu/itoh/com-sw.html>

等に関する基準」(厚生労働省告示 528 号(平成 18 年 9 月 29 日(最終改正:平成 27 年 3 月 31 日))にて定められ、表 1 の通りである。

補装具費が支給対象となっている種目は 16 種類あり、その中で、意思疎通支援に関連するものは、「眼鏡」、「補聴器」、「重度障害者用意思伝達装置」の 3 種類である。

また、平成 30 年度より、購入または修理に関する費用に加えて、一定の条件を満たす場合に借受けに関する費用が支給対象となるものは、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する告示案」に関する意見募集(平成 30 年 2 月 7 日)によれば、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置の本体、③歩行器、④座位保持椅子となる見通しである。この中で意思疎通支援に関するものは「重度障害者用意思伝達装置」のみである。

なお、借受け方式に関する具体的な内容がまだ正式に公表されていないため、対応製品や業者に関する情報については、十分に収集することはできなかった。

表 1. 補装具費支給種目一覧

種目名	対象者
義肢	肢体不自由
装具	肢体不自由
座位保持装置	肢体不自由
盲人用安全つえ	視覚障害
義眼	視覚障害
眼鏡	視覚障害
補聴器	聴覚障害
車椅子	肢体不自由
電動車いす	肢体不自由
座位保持椅子	障害児のみ
起立保持具	障害児のみ
歩行器	肢体不自由
頭部保持具	障害児のみ
排便補助具	障害児のみ
歩行補助杖	肢体不自由
重度障害者用意思伝達装置	肢体不自由・音声言語機能障害(重複)

(2) 日常生活用具

①法令等に基づく規定

障害者総合支援法に基づく日常生活用具は、「障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)

第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」(厚生労働省告示 529 号)にて定められ、表 2 の通りである。

ここで、情報・意思疎通支援用具は「点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの」とされている。参考資料において、例としては、表 3 のようなものが示されている。

表 2. 日常生活用具給付種目一覧

種目名
介護・訓練支援用具
自立生活支援用具
在宅療養等支援用具
情報・意思疎通支援用具
排泄管理支援用具
居宅生活動作補助用具

表 3. 日常生活用具参考例
(情報・意思疎通支援用具のみ抜粋)

種目名	対象者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
点字器	視覚障害
点字タイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	
視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計	聴覚障害
聴覚障害者用通信装置	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害又は外出困難
人工喉頭	
福祉電話(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
ファックス(貸与)	
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害
点字図書	

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

なお、情報・通信支援用具については、平成13年度から平成18年度に実施された時限措置の「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲して、日常生活用具に追加されたものであるといえるが、同事業は「障害者が、障害をもたない者と同様に情報機器を使用するためには、通常の機器のほかに周辺機器やソフト等を追加する必要があることから、これらの機器等の購入に要する費用の一部を助成することにより、障害者の情報バリアフリー化を推進する。」として、視覚または上肢に重度の障害のある者が、パソコンを使用するのに必要となる画面音声化ソフトなどや大型マウスなどの入力サポート機器などの購入費用の一部を助成するものであった。

②市町村における実施状況

全国の市町村・東京都特別区（1741自治体）を対象とした照会調査では、表3に示した、情報・意思疎通支援用具の参考例毎に実施状況を確認した。また、このとき、情報・通信支援用具に関しては、表4に示す例を提示しての確認とした。いずれにおいても、その他の内容の記載欄も設けた。

回答は送付した1741自治体のうち、850件（48.8%）より回答を得た。なお、自治体規模別の回答状況は、表5に示す通りである。

表4. 情報・通信支援用具例

種目（品目）名	対象者
代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）	肢体不自由
スクリーンキーボード（オペレートナビなど）のソフト	肢体不自由
音声入力ソフト	肢体不自由
点字キーボード・点字ペンディスプレイ、点字プリンタなどの機器（ハード）	視覚障害
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害
会話補助ソフト（トーキングエイド for Ipad などの「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの） 上記の会話補助ソフトをインストールするためのPC（タブレット、スマートフォンを含む）	音声言語（発語）障害

表5. 自治体調査回答率

	総数	回答数	回答率
指定都市	20	10	50.0%
東京都特別区	23	22	95.7%
市	771	449	58.2%
町	744		
村	183	369	39.8%
合計	1741	850	48.8%

なお、各種目例の対応状況の概要（単純集計）は付表1を、詳細については分担報告書「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究」を参照されたい。

具体例で提示した「情報・意思疎通支援用具」の種目参考例（表3）にあるもののうち情報・通信支援用具以外15種目については、給付と例示されている11品目については、98～100%で対応（給付以外に、貸与や個別協議などの少数回答を含む）であった。

貸与と例示されている「福祉電話」、「ファックス」は50%前後で対応（貸与又は給付、個別協議）である。また「聴覚障害者用通信装置」として給付しているとの回答も多数見られた。

「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲するとして例示した5品目については、73～83%の対応（給付、5%程度の個別協議等）であった。「携帯用会話補助装置」の代用となる「会話補助ソフト」は51.0%の対応であるが、「それを動作させるためのPC」等については24.8%であった。

この照会から、以前から給付されている機器は給付対象である割合が高く（90%以上）、情報・通信支援用具では80%程度に留まるなどの特徴が見られた。

また、同一種目を当初の想定外への障害へ給付する例として

- ・肢体不自由（上肢障害）者を想定としている「音声入力ソフト」を視覚障害者へ対応
- ・肢体不自由（上肢障害）者を想定としている「視線入力装置」を音声言語障害者（ALS等の難病と推測）へ対応
- ・音声言語障害者を想定としている「携帯用会話補助装置」を失語症者に対応

がみられた。

C-2. 既存データベース等の調査

インターネットでの検索サイト「google」を用いて、関連キーワード（福祉機器、福祉用具、意思疎通支援、コミュニケーション機器、検索、データベース、一覧 等）を使用して、福祉用具やICTを用いた意思疎通支援機器のデータベース等を検索した。

検索結果の上位に出てくる割合が高いサイトは、(公財)テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)や、(一財)保健福祉高校協会の国際福祉機器展・展示会情報(製品検索)であった。そのほか、介護保険福祉用具に関するものもあったが、対象種目が本研究と対象範囲が重ならないことから除外した。また、検索結果にあった関連サイトのリンク集などから、ICTを用いた意思疎通支援機器に関するサイトも確認し、選択した。

この結果、表6に示す4つのサイトを調査対象として選定した。(各サイトの詳細については、付表2に示す。)

表6. 参照データベース一覧

参考サイト
福祉用具情報システム(TAIS)
国際福祉機器展・展示会情報(製品検索)
AT2ED:エイティースクウェアード
東京都障害者IT地域支援センター

①福祉用具の分類

(公財)テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)では、福祉用具コードとして「CCTA95」を採用している。このコードは、同協会がISO9999との調和を図りつつ、我が国にあった独立した分類コードとして用具が果たす機能及び目的をもとに整理・体系化され「大分類」・「中分類」・「小分類」の3段階の階層構造で制定したものである。大分類「コミュニケーション関連用具」の中には17項目の中分類があり、そのうち10項目が、意思疎通支援機器関係と読み取ることができる。

(一財)保健福祉広報協会の国際福祉機器展・展示会情報(製品検索)では、大分類が「コミュニケーション・見守り機器」とまとめられて

いて、TAISのコードとは一致していない。

この中には10項目の小分類があり、そのうち5項目が、意思疎通支援機器関係と読み取ることができる。

②意思疎通支援機器の分類

東大先端研・中邑研究室のAT2ED:エイティースクウェアードは、「こころリソースブック」をWeb化した「こころWeb」を受け継ぐ、電子情報支援技術(ICTを用いた意思疎通支援機器等)を紹介するサイトである。コンピュータアクセスについての操作(代替入力、入力補助等)からの検索だけでなく、生活シーンの目的(コミュニケーションエイド、メモ装置等)からも階層的に分類されている。

東京都障害者IT地域支援センターは、都内の障害者へのIT支援を行う他、ホームページを通して多くの情報を発信している。この中で、「Android用アクセシビリティ・アプリ一覧」、「iPhone、iPad用アクセシビリティ・アプリ一覧」は、増加が著しい各種のアプリケーションの紹介が、「コミュニケーションを支援系(意思伝達系)」「視覚障害者の方に便利系」などのカテゴリで体系的にまとめられている。

C-3. データベースの検討

①提供が有効な情報

意思疎通支援機器の選択支援としては、利用者の経済的負担を考えると、高額な専用機器等を購入する際の公費負担制度との対応や、比較的安価なアプリで代用できることなどの情報を総合的に提供できるデータベースが必要だといえる。C-1、C-2の結果を合わせて検討すると、補聴器(聴覚障害者に適用)や拡大読書器(視覚障害者に適用)など以前からある機器に関しては制度の種目とデータベースでのカテゴリが一致するが、ICTベースの新しい機器類である「情報・通信支援用具」については対象製品がどのようなものがよくわからない状況からも対象外にされがちな傾向も見られた。

また、発達障害等により、読み書き等が困難な場合においては、視覚障害者や肢体不自由者に適用する機器等が有効な場合もある。(制度適用になるか否かは問わないが、一部の自治体で

は対応検討している場合もある。)しかし、このことが知られていない場合もあり、制度の適切な理解と、各種種目に対応するか否かを判断する情報を整理・提供することが、申請者だけでなく制度利用を受け付ける行政担当者への一助となり、意思疎通支援機器の利用支援といえる。

②提供が困難な情報

各種制度の種目（製品群）に該当する個々の製品やアプリに関する情報を必要とすることも多いといえる。

しかしながら、機器（ハードウェア）に対し、アプリ（ソフトウェア）については更新頻度も高いことから、最新情報を網羅することは困難である。また、各分野において、既に多く参照されているデータベース等がある場合には、新たに別のデータベースを構築したとしても参照されない可能性も高く、重複して構築することのメリットは少ないといえる。

③データベースの構築

以上の検討事項をふまえ、この情報提供手段の1つとして「意思疎通支援機器選択データベース」を構築した。本データベースは、①意思疎通支援機器の全般に渡る種目（製品群）と制度の関係を検索する第一層データベース、②具体的種目として補装具・重度障害者用意思伝達装置に特化して具体的製品を検索する二層データベースの、二段階で構成する。構成については、付図1に示す画面キャプチャを参照。

1) 第一層「種目検索支援データベース」

補装具・日常生活用具を含む各制度の種目や製品群を分類単位とするとともに、障害種別における適用の可能性との対応を示すことで、制度利用の可否に関連する情報をまとめている。

なお、補装具・重度障害者用意思伝達装置に関する個々の製品情報の提供は、補装具費支給制度における借受けに関する情報との対応を含めて、第二層データベースにて行うが、それ以外の種目に関しては、原則として、既存のデータベースや製品リンク集への参照(外部リンク)をもって代用した。

[<http://rel.chubu-gu.ac.jp/com-assist/cat/>]

2) 第二層「重度障害者用意思伝達装置データベース」

第一層データベースで提供する項目毎に対応するものであるが、今回は、平成30年4月より補装具の借受けに要する費用についても支給対象となる「重度障害者用意思伝達装置」のみについて作成した。

データベースにおいては、種目の下位区分である名称（形式）との対応や、借受けの可否などの情報に関する項目も用意した。これにより、具体的な製品選択の支援につながるといえる。

[<http://rel.chubu-gu.ac.jp/com-assist/jsca/>]

D. 考察

①分類体系の検討

対象機器等を体系的に整理するために既存のサイトで採用されているカテゴリを準用することを検討した。しかし、TAISと、国際福祉機器展・展示会情報で異なる分類が用いられていることを考えると、機能的な分類であるが一義的なものではないといえる。

一方、意思疎通支援機器に関しては、操作方法や代替手段からの分類や、活動目的などの生活場面における困難活動に即した分類があり、直感的なものといえる。

この背景には、障害者福祉分野における意思疎通（コミュニケーション）支援として、聴覚障害や視覚障害などに対する人的支援（手話通訳・要約筆記や点訳等）と同様に、物的支援（拡大読書器や補聴器等）のような明確な対応でない場合のわかりにくさが指摘される。特に、新しいICTベースの意思疎通支援機器である情報・通信支援用具では、具体的にどのようなものが対象なのか、また新しいものや汎用的なものはどう対応するのか、生活上の困難場面は同じであっても障害種別によって対応が異なる場合を考慮した判断についても必要であった。

そのような状況から、個々の製品を列記する前段階として、制度（種目）の正しい理解を促す情報と、個々の製品にとらわれ過ぎず、該当する可能性のある製品の特長についてまとめた情報が必要であると考えられる。

②検索システムの検討・設計

補装具であっても日常生活用具であっても、原則的には障害種別によって対応種目が規定されている。しかし、音声言語機能障害（発語困難）・肢体不自由者に適用となる種目（機器）は、その程度により、補装具・重度障害者用意思伝達装置と、日常生活用具・携帯用会話補助装置にまたがるように、どちらの制度に対応するかわかりにくい場合もある。

そのため、制度（種目）と障害種別の2軸での指定による検索機能を基本とし、制度（種目）では制度対象外で有効となる製品群についてまとめる。また障害種別では、読み書き困難といった発達障害等についてもその有効性があるものは困難場面を同列に登録し検索可能とすることで、生活場面における困難活動に対する機器情報の提供につながると考えられる。

③検索システムの拡張性

各種目等では既に利用されているデータベースがあるほか、本データベースのみで全ての意思疎通支援機器を網羅することは非現実的である。そのため、種目毎のデータベース（第二層データベースに相当）については、既存のデータベース等へリンクで誘導することが現実的である。そのうえで、制度や種目全般に関わる情報については、統一的な情報提供が選択支援につながるという、二次情報源として、第一層データベースが有効になるといえる。

特に、本研究において当初想定していた補装具の借受け対応のような新しい情報を経て、個々の製品情報にたどり着くことは、制度と製品の対応が明確になると考えられる。

併せて、データベースは継続して利用できることが、その有効性の判断基準の1つであるといえる。そのため、登録情報の管理（追加・削除・更新）のみならず、既存のデータベース等では未対応の種目に対しても必要に応じて第二層データベースを構築できることが、一次情報源の充実につながるといえる。また、データベースへの登録のみならず、登録項目において用いる各カテゴリは、今後の変更や追加に対応にもできる管理画面も容易することで、継続的な利用が可能になる。

E. 結論

本研究では、意思疎通支援機器の利用支援方法に関する提案の1つとして、「意思疎通支援機器選択データベース」を構築し、試験的に公開した。

意思疎通にかかる福祉用具には、補装具に該当するものや、日常生活用具に該当するものもあるが、障害の程度に応じて利用制度が異なり、公的補助の対象となる用具に相違があることは、申請する障害者のみならず支援者にもわかりづらく、一元的な情報提供により制度の適切な利用の促進できることが期待される。

また、新しいICTベースの意思疎通支援機器である情報・通信支援用具の登場や、平成30年度から一部の補装具が購入費のみならず借受け費の支給対象になるなどの法制度の改正がある場合には、申請を受け付ける市町村においてもその取扱いの判断に迷うことが懸念される。このとき、他の市町村の対応等の状況を蓄積する本データベースのようなものが参考資料となり、適切な給付可否の判断の一助となることが期待される。

しかしながら、データベースの基礎的な枠組みの構築ができた段階にとどまっているため、今後、継続的運用を行いながら、関係データの蓄積を増やし、より有効なものにする必要がある。

F. 健康危険情報

記載すべきものなし。

G. 研究発表

記載すべきものなし。

H. 知的所有権の出願・登録状況

記載すべきものなし。

（※本研究に関しては、申告すべきCOI（利益相反）状態はない。）

付表 1. 日常生活用具の対応状況の照会結果（概略）

II. 日常生活用具給付事業（補装具を除く物的支援）関係

以下の各問・項目について、対応状況を実績に関わらず、申請があった場合の判断でご回答ください。

問 4. 「情報・意思疎通支援用具」の対応状況について

(1) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例の対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害	給付 815・(貸 1)・不可 14
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	【問5で個別に確認します】
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	給付 827・(貸 1, 共 1)・不可 8
点字器	視覚障害	給付 822・(貸 1)・不可 11
点字タイプライター		給付 830・(貸 1)・不可 7
視覚障害者用ポータブルレコーダー		給付 832・(貸 1)・不可 6
視覚障害者用活字文書読上げ装置		給付 829・(貸 1)・不可 8
視覚障害者用拡大読書器		給付 831・(貸 1, 共 1)・不可 5
盲人用時計		給付 835・(貸 4)・不可 4
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	給付 829・(貸 2)・不可 7
聴覚障害者用情報受信装置		給付 831・(貸 2)・不可 4
人工喉頭	喉頭摘出者	給付 820・()・不可 16
福祉電話 (貸与)	聴覚障害又は外出困難	(給付 34)・貸与 357・不可 421
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難	(給付 139)・貸与 284・不可 399
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害	(給付 31)・貸与 35・共同利用 211・不可 527
点字図書		給付 750・(貸 1, 共 1)・不可 79

※) 対応状況は、種目例毎に、「給付・(その他)・不可」の選択をお願いします。

(例示以外で貸与や共同利用になるものは、() にその旨のご記入をお願いします。)

(2) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例以外の対応状況について (PC・タブレット関連は除く)

種目例	対象者	対応状況(※)
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()

問5. 情報・意思疎通支援用具うち、「情報・通信支援用具」および「PC・タブレットを用いたコミュニケーション支援手段（機器・ソフト）」の具体的対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
代替マウス・代替キーボードなどの機器(ハード)	肢体不自由	給付 598・ () ・ 不可 188
スクリーンキーボード(オペレートナビなど)のソフト	肢体不自由	給付 563・ () ・ 不可 220
音声入力ソフト	肢体不自由	給付 577・ () ・ 不可 210
点字キーボード・点字ピンディスプレイ 点字プリンタなどの機器(ハード)	視覚障害	給付 560・ () ・ 不可 217
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害	給付 651・ () ・ 不可 142
会話補助ソフト(トーキングエイド for Ipad などの 「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの)	音声言語(発語)障害	給付 375・ () ・ 不可 398
上記の会話補助ソフトをインストールするための PC(タブレット、スマートフォンを含む)		給付 160・ (貸1) ・ 不可 605
	失語症	給付 ・ () ・ 不可
	知的障害	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(書字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(識字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	高次能機能障害	給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可

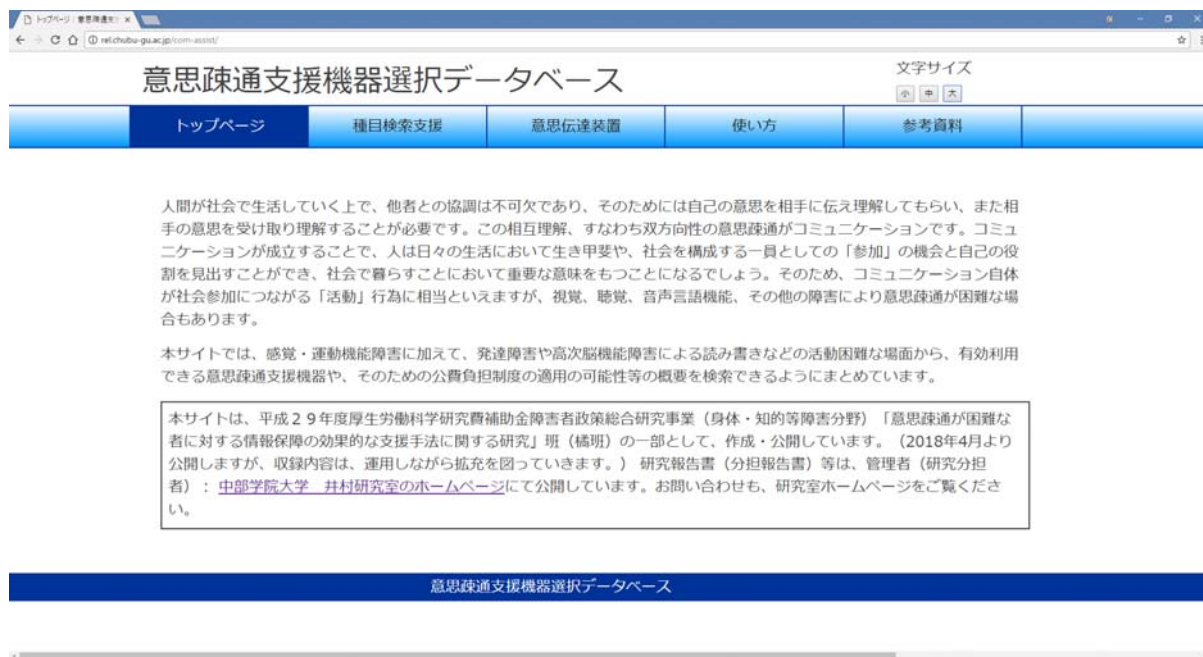
付表 2. 外部参照サイト概要

サイト名 (作成者)	福祉用具情報システム (T A I S) (公益財団法人テクノエイド協会)
URL	http://www.techno-aids.or.jp/system/
収録対象	国内の福祉用具メーカ又は輸入事業者からの情報。(各社からの登録依頼によって登録。介護保険では、T A I Sコードか届出コードが必要)
収録数	12,172 件 (平成 30 年 2 月現在)
更新頻度	毎月
特徴	分類 (C C T A 9 5) による、大分類>中分類>小分類での絞り込みが可能。 大分類「21: コミュニケーション関連用具」が本対象の収録範囲。 (メーカ・輸入事業者の検索、介護保険福祉用具からの検索も可能。)
その他	中分類 光学的補助具 電気光学的補助具 <u>コンピュータ・タイプライタ・電卓用入出力装置</u> コンピュータ <u>タイプライタ・ワードプロセッサ</u> 計算器 多目的ソフトウェア 描画用具・書字用具 録音機・受信機 テレビ・ビデオ <u>電話機・電話用機器</u> <u>ヘッドホン・バイブレータ</u> 音伝達システム <u>対話用機器</u> <u>補聴器</u> 表示機器 警報システム

サイト名 (作成者)	国際福祉機器展・展示会情報 (製品検索) (一般財団法人 保健福祉広報協会)
URL	https://www.hcr.or.jp/?post_type=search
収録対象	H.C.R. 2017 に展示された福祉機器
収録数	約 1,600 点
更新頻度	年 1 回 (展示会の開催に合わせて更新)
特徴	キーワード検索 または 大分類 (カテゴリ)・小分類からの絞り込みが可能。 大分類「コミュニケーション・見守り機器」が本対象の収録範囲。
その他	小分類 <u>補聴器</u> 緊急通報・見守り装置 <u>障害者用 OA 機器、ソフトウェア、操作補助具</u> 障害者用 AV 機器 <u>拡大読書器</u> <u>活字文書読上げ装置</u> <u>福祉電話、FAX、携帯会話補助器</u> 視覚障害者用誘導システム コミュニケーション関連ロボット その他

付図1. 「意思疎通支援機器選択データベース」構成例

(1) トップページ



(2) 参考資料



(3) 第一層「種目検索支援データベース」

①検索条件入力

②該当種目一覧

対象者	対応制度	製品群 (種目等)	詳細
聴覚障害	補装具	眼鏡	詳細
難病	補装具	眼鏡	詳細
聴覚障害	補装具	補聴器	詳細
聴覚障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	聴覚障害者用通信装置	詳細
聴覚障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	聴覚障害者用情報受信装置	詳細
肢体 (上肢) 障害	補装具	重度障害者用意思伝達装置	詳細
肢体 (上肢) 障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	情報・通信支援用具	詳細
視覚障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	情報・通信支援用具	詳細
音声言語機能障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	携帯用会話補助装置	詳細
難病	補装具	重度障害者用意思伝達装置	詳細
音声言語機能障害	補装具	重度障害者用意思伝達装置	詳細

③該当種目詳細

意思疎通支援機器選択データベース

文字サイズ

トップページ 種目検索支援 意思伝達装置 使い方 参考資料

トップページ > 種目検索支援データベース (結果)

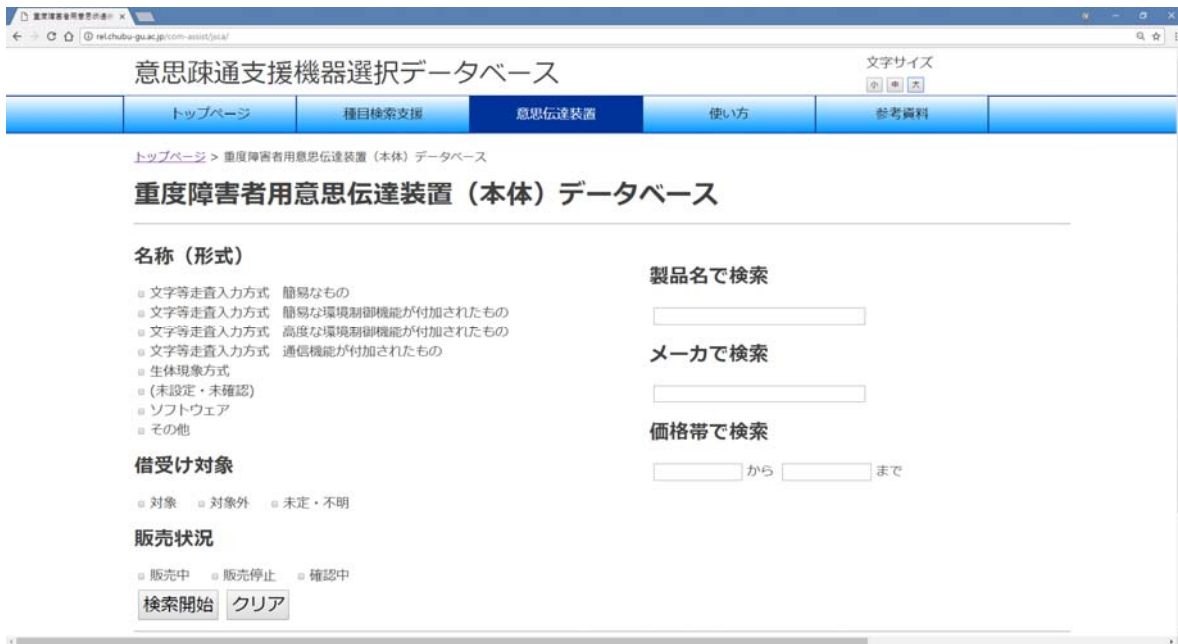
種目検索支援データベース (結果)

検索結果

製品群 (種目等)	重度障害者用意思伝達装置						
対象者像	両上下肢機能障害及び音声言語機能に障害（難病患者等については、音声言語機能および神経系である者・児）があり、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者・児。						
		補装具	日常生活用具（ほとんどの自治体）	日常生活用具（一部の自治体）	独自事業の例あり	対象外	不明・未確認
	視覚障害						
	聴覚障害						
	音声言語機能障害	○					
	肢体（上肢）障害	○					
対象者と 制度対応	難病	○					
	失語症						
	知的（言語理解の困難）						
	発達等（識字の困難）						
	発達等（書字の困難）						
	発達等（記憶の困難）						
	高次脳機能障害						
	注）制度の適用にあたっては、障害の程度や重症などの条件で制限される場合もあります。						
想定される 製品構成	(1) 意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 (2) 生体信号の検出装置と解析装置にて構成されるもの（生体現象方式）。						
想定される 製品機能	(1) ひらがな等の文字繰り返しによる文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。 (2) 生体現象（脳液や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。						
参考情報 (外部リンク)	【製品リスト（入力装置）】 意思伝達装置用スイッチ 【製品リスト（本体）】 重度障害者用意思伝達装置データベース 【詳細情報】 日本リハビリテーション工学協会・重度障害者用意思伝達装置導入ガイドライン						
その他	条件によっては、補装具の借受け費についての支給となる場合もある。 構成によっては、補装具ではなく、日常生活用具（情報・通信支援用具）となる場合もある。						

(4) 第二層「重度障害者用意思伝達装置データベース」

①検索条件入力



②該当製品一覧・詳細



(5) 管理画面

①種目検索支援データベース管理画面

意思疎通支援機器選択データベース (管理画面)

文字サイズ

トップページ 使い方 A方式で検索する B方式で検索する お問い合わせ

種目検索支援データベース (修正)

製品群 (種目等)

対象者像

対象者	補装具	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	日常生活用具 (一部の自治体)	独自事業あり	対象外	不明・未確認
視覚障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
聴覚障害	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
音声言語機能障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
肢体 (上肢) 障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
難病	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
失語症	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
知的 (言語理解の)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

対象者と制度対応

②意思伝達装置データベース管理画面

意思疎通支援機器選択データベース (管理画面)

文字サイズ

トップページ 使い方 A方式で検索する B方式で検索する お問い合わせ

重度障害者用意思伝達装置 (本体) データベース (修正)

名称 (形式)

製品名

写真

メーカー (総代理店)

価格 円

構成

機能

借受け対象

借受け情報

コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授

研究要旨

地域生活支援事業等における意思疎通支援には、日常生活用具給付事業や意思疎通支援事業がある。各事業は市町村の判断で拡充が可能である他、その対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が明確化されたが、現状での各地の対応は把握できていない。そこで本研究では全国の基礎自治体に対してこれらの照会を行った。その結果、いずれの事業においても、従来から例示されている従来メニューについては実施率が高いが、拡充策となる新メニューは未だ少なく都市部中心であることが確認できた。そのため、具体的な例示も必要であり、厚生労働省から発出される通知や事務連絡等で積極的に事業として実施を推奨していくことが望まれる。また、人的支援者に関しては養成事業があっても対応できる人材の不足も課題であった。今後、人的支援は不可欠であるが、常時対応は現実的には困難といえる。そのため、人的支援と物的支援の相乗効果を高める工夫が必要となるが、継続的な人的支援を軽減するための物的支援や、物的支援を使いこなすための人的支援の充実を図ることが必要である。

A. 目的

地域生活支援事業等において意思疎通の基本となるコミュニケーション支援施策には、物的支援となる日常生活用具給付事業や、人的支援となる意思疎通支援事業がある。日常生活用具給付事業は、平成18年10月の障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の二次施行時より、事業主体である市町村の判断で新しいコミュニケーション機器や、地域の実情に即した適切な品目や基準額等での給付も可能になっている。

また、意思疎通支援事業は、前身のコミュニケーション支援事業では、手話通訳あるいは点訳・音訳を行う者の派遣又は養成のように、対象者が聴覚障害者や視覚障害者に限定されることも多くあった。しかし、平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、地域生活支援事業実施要綱が改正された（平成28年3月30日）。この要綱の中において、市町村地域生活支援事業の必須事業としての意思疎通支援事業において、「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることが明確化」がされ、これまで明確になっていなかった聴覚障害

者や視覚障害者以外の障害者も、意思疎通支援事業の対象者であり、各自治体には支援を提供することが求められることになる。しかし、現状では「失語症パートナー」等の先進的な取り組みを行っている場合もあれば、まだ新しい対応がされていない場合も多い。

このような背景のもと、本調査では地域生活支援事業等における日常生活用具給付事業と意思疎通支援事業を中心に、各自治体のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況の照会を行い、従来型の例示されている施策（事業・品目）と、それ以外の施策の実施状況の比較等を行う。そして、「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究」の1つとして、制度の解釈や適用例に関する先進的事例をまとめることで、人的支援と物的支援をあわせたコミュニケーション機器の利用支援方法の提案を行うことを目的とする。

B. 方法

全国の全ての基礎自治体（1741市町村および東京都特別区）に対して、意思疎通支援に関わる地域生活支援事業（意思疎通支援事業および日常生活用具給付事業等）の実施状況を照会し

た。照会にあたっては、平成 29 年 9 月 20 日付で調査概要・結果の取り扱いに関する説明、回答用紙、返信用封筒（料金受取人払い）を同封して送付した。なお、回答上の便宜を図るために回答用紙はホームページからのダウンロードを可能とした。なお、10 月 30 日を期限としたが、集計中に到着した回答も有効としている。（調査票等は、本分担報告書の付録に添付。）

①意思疎通支援事業等

意思疎通支援事業等に関する質問項目については、「地域生活支援事業等の実施について」（障発 0801002 号：平成 18 年 8 月 1 日、最終改正：平成 29 年 9 月 7 日）を参考に、関連する事業等を選択した。（表 1 参照）

ここで、市町村事業では、具体的な例に加えて、新たな対象者（失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等）についての対応状況や、広域連携、手話通訳者を設置する事業については遠隔手話通訳サービスでの対応等、通知の記載内容を最大限に利用することを想定した。

表 1. 照会する地域生活支援事業等

(1) 市町村地域生活支援事業

[必須事業]
意思疎通支援事業 [事業内容] ・手話通訳者（手話通訳士、手話通訳者を含む）、要約筆記者を派遣する事業 ・手話通訳者を設置する事業 ・点訳、代筆、代読、音訳等による支援事業（意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者との意思疎通を支援） [対象者] 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、 失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
日常生活用具給付事業
手話奉仕員養成研修事業
[任意事業]
奉仕員養成研修（点訳奉仕員、音訳奉仕員）
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

(2) 都道府県地域生活支援事業

[必須事業]
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、同・派遣事業 （手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 （手話通訳者、要約筆記者）
[任意事業]
手話通訳者設置（福祉事務所等）
障害者 IT サポートセンター運営
パソコンボランティア養成・派遣
奉仕員養成研修（手話奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員）

また、都道府県事業についての照会も行っている。これは、市町村において実施している必要性はないが、都道府県が実施している状況を把握しているか（問い合わせに対応できるか）否かの確認する意味も含めている。

②日常生活用具給付事業等

障害者総合支援法に基づく日常生活用具は、「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」（厚生労働省告示 529 号）にて定められ、表 2 の通りである。

表 2. 日常生活用具給付種目一覧

種目名
介護・訓練支援用具
自立生活支援用具
在宅療養等支援用具
情報・意思疎通支援用具
排泄管理支援用具
居宅生活動作補助用具

ここで、情報・意思疎通支援用具は「点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの」とされている。参考資料における例としては、表 3 のようなものが示されている。

表 3. 日常生活用具参考例
(情報・意思疎通支援用具のみ抜粋)

種目名	対象者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
点字器	視覚障害
点字タイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	
視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
聴覚障害者用情報受信装置	
人工喉頭	喉頭摘出者
福祉電話 (貸与)	聴覚障害又は外出困難
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害
点字図書	

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

なお、情報・通信支援用具については、平成13年度から平成18年度に実施された時限措置の「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲して、日常生活用具に追加されたものであるといえる。同事業は「障害者が、障害をもたない者と同様に情報機器を使用するためには、通常の機器のほかに周辺機器やソフト等を追加する必要があることから、これらの機器等の購入に要する費用の一部を助成することにより、障害者の情報バリアフリー化を推進する。」とされていたため、視覚または上肢に重度の障害のある者が、パソコンを使用するのに必要となる機器等が対象で、肢体不自由者に有効な代替入力装置等（入力支援機器等）や、視覚障害者に有効な点字・音声入出力機器等を例示した。（表4参照）

ここで、近年のICT（information and communication technology；情報通信技術）の発展により、専用機器ではなく、タブレットP

Cやスマートフォンにアプリケーションソフト（アプリ）を入れることで、携帯用会話補助装置同等あるいはそれ以上の機能を実現できるものや、種々の障害に有効なアプリも多くある。これらについての対応状況についても状況を照会した。

表 4. 情報・通信支援用具例

種目（品目）名	対象者
代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）	肢体不自由
スクリーンキーボード（オペレートナビなど）のソフト	肢体不自由
音声入力ソフト	肢体不自由
点字キーボード・点字ピンディスプレイ、点字プリンタなどの機器（ハード）	視覚障害
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害
会話補助ソフト（トーキングエイド for Ipad などの「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの） 上記の会話補助ソフトをインストールするためのPC（タブレット、スマートフォンを含む）	音声言語（発語）障害

C. 結果

送付した1741自治体のうち、850件（48.8%）より回答を得た。ただし、質問毎では未回答の場合もあり、各質問の回答総数が850件ではない。自治体規模別での回答状況は、表5に示す通り。

また、ブロック別での回答状況は、表6に示す通り。なお、都道府県ごとの回答率については、最大：73.2%～最小：28.2%（標準偏差：0.1）であった。

なお、調査項目（調査票）は単純集計結果を記入したものを付録に、詳細な結果の一覧は付表1～8にまとめる。

表 5. 自治体規模別回答状況

	総数	回答数	回答率
指定都市	20	10	50.0%
東京都特別区	23	22	95.7%
市	771	449	58.2%
町	744	369	39.8%
村	183		
合計	1741	850	48.8%

表 6. ブロック別回答状況

	北海道・東北	関東・甲信越	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
指定都市	0	4	3	2	0	1	10
区	-	22	-	-	-	-	22
市	66	135	66	67	50	65	449
町村	122	71	40	32	41	63	369
合計	188	232	109	101	91	129	850

①意思疎通支援事業等

a-1.意思疎通支援事業等（従来メニュー）

「手話通訳者等の養成・派遣」は、指定都市・特別区に関してはいずれも 100%の実施（委託等を含む）であったが、市部では養成：87.4%・派遣：98.4%、町村部では養成 52.8%・派遣：88.4%となっていた。ここには、手話奉仕員の養成を含んで回答している場合もある。（後述の別事業として回答（全体で 34 件（4.0%）は、ここに含まない。）

「要約筆記者等の養成・派遣」は、特別区での養成は 23.8%にとどまる以外は、指定都市・特別区に関してはいずれも 100%の実施（委託等を含む）が、市部では養成：57.1%・派遣：91.6%、町村部では養成 26.3%・派遣：67.8%となっていた。

全体としては、手話通訳より要約筆記の実施割合が低く、派遣割合は養成割合を下回る。

また、自治体規模では都市部＞市部＞町村部の順で実施割合が低く、ブロック別では、北海道・東北、九州・沖縄での割合が低い。

a-2.意思疎通支援事業等（新メニュー）

手話通訳者の設置に替わる「遠隔手話通訳サービス」は指定都市 40.0%、特別区 15.0%、支部 9.6%、町村部 5.6%となっていた。ブロック別では大差なく、中国・四国が 11.0%～九州・沖縄が 6.7%であった。

「盲ろう者向け通訳等の養成・派遣」は、指定都市ではいずれも 100%の実施であるが、都道府県や共同実施としている場合もある。ブロック別では近畿での実施割合が高く（養成：44.4%・派遣：49.0%）、全体としては、養成の

実施割合より派遣の実施割合が高い。

「失語症向け意思疎通支援者の養成・派遣」は全体としては、養成：3.2%・派遣：4.9%とどちらの実施割合もまだ低い。他のメニューとの違いとして、都市部より町村部の実施割合が高く、養成：4.6%・派遣：8.4%となっている。

なお、その他（自由記載）については、b.との重複（自治体により回答の記載箇所が異なる）がみられたため、b.に含めて集計した。

b.意思疎通支援事業以外の事業等

「障害者 IT サポートセンターの運営」や「パソコンボランティアの養成・派遣」については、いずれも全体では 8%台の実施となっており、特別区＞指定都市＞市部＞町村部の順に低くなっている。

ブロック別では、「障害者 IT サポートセンター」は、関東・甲信越、中部の実施割合が高い。また、「パソコンボランティアの養成・派遣」は中国・四国の実施割合が高く、若干異なる。

a/b(共通)-1.その他の事業等（従来メニュー）

その他の内容（自由記載）については、件数も多くないため、類似事業については集計段階でまとめた。また、全体を一括して分類する。

「手話奉仕員の養成・派遣」は、養成：34 件となっているが、従来メニューにおける「手話通訳者等」に含むとして回答していた自治体は、その他として回答していないためここには含まない。

同じ聴覚障害者を対象とする「手話（要約筆記）奉仕員／要約筆記奉仕員」は、養成：4+1 件・派遣：1 件のみ、「パソコン要約筆記者の養成」は、4 件あった。

視覚障害者を対象とするものでは、「点訳奉仕員」（養成：21 件・派遣：3 件）、「点訳・朗読（音訳）奉仕員（養成：13 件・派遣：2 件）、「朗読（音訳）奉仕員（養成：15 件・派遣：1 件）」であり、一部では要綱に基づく奉仕員ではなく員やボランティアの名称を用いている場合もあった。

a/b(共通)-2.その他の事業等（新メニュー）

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援に関連する「重度障害者入院時コミュニケーション支援」は全体で23件の派遣実施はあるが、養成はない。

その他では、「代筆代読奉仕員」（養成：2件・派遣：4件）、「読み書き情報支援員」（養成：2件、派遣：なし）があったが、対象とする障害がどの程度拡大されたのかは確認できなかった。

また、「知的障害者等意思疎通支援者」（養成：なし・派遣：1件）は、自治体の委員会等に当事者に参加を依頼した際に、その理解の補助や発言機会を保障するためとのことであった。

c-1.今後の養成・派遣事業の拡大（例示）

例示した、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」では、養成：39件+19件（詳細未定）・派遣：39件+21件（詳細未定）が検討中とのことであった。

また、「意思伝達装置の調整・指導者の養成・派遣」では、養成：41件+26件（詳細未定）・派遣：43件+25件（詳細未定）が検討中とのことであった。

両者に共通して、町村部で検討中であるとの割合が高かった。また、ブロック別では、養成については、北海道・東北、九州・沖縄で、派遣については、北海道・東北で高くなっていた。

c-2.今後の養成・派遣事業の拡大（自由記載）

「知的障害者等意思疎通支援者派遣」、「代筆代読者の養成」、「同・派遣」、「失語症向け意思疎通支援者の派遣」、「盲ろう者向け通訳等派遣」、「点訳ボランティアの養成」、「音訳ボランティアの養成」や、具体的でないが今後他の自治体の状況等をふまえるなどして検討していくとされたものは各1件あった。

また、「手話通訳者の養成」、「同・派遣」や「手話奉仕員の養成」、「同・派遣」もいずれも1件であったが、離島や遠隔地などで、都道府県をはじめとする広域対応では対応できないので、基礎自治体での対応を行いたいというものであった。

なお、ここに掲載した以外にも関連する事業

を回答（紹介）した自治体もあったが、普及啓発、広報または自立支援に関わるものなども見られ、それらについては割愛する。

②日常生活用具給付事業等

a.情報・意思疎通支援用具の参考例

具体例で提示した「情報・意思疎通支援用具」の種目参考例にあるもののうち情報・通信支援用具以外15種目については、給付と例示されている点字図書以外の11品目については、98～100%で対応（給付以外に、貸与や個別協議などの少数回答を含む）であった。

「点字図書」は全体で90.5%の給付であった。指定都市・特別区では100.0%であるが、市部で94.1%、町村部で85.3%の対応にとどまっている。ブロック別では、関東・甲信越、中部では平均以上であった。

貸与と例示されている「福祉電話」、「ファックス」は50%前後で対応（貸与又は給付、個別協議）であり、町村部での対応の割合が57%前後と高い。ブロック別では、北海道・東北が最多で、それぞれ57.3%と59.7%である。また「聴覚障害者用通信装置」として給付しているとの回答も多数見られた。

共同利用と例示されている「視覚障害者用ワードプロセッサ」については、35.0%の対応（共同利用、貸与又は給付）であり、町村部での対応の割合が46.0%と高い。ブロック別では、北海道・東北が最多の41.3%である。

b.情報・意思疎通支援用具の参考例以外

多くは、視覚障害や聴覚障害を対象としたものが多くみられた。

視覚障害関連では、例示の「聴覚障害者用情報受信装置」にならったと推測される、「視覚障害者用情報受信装置」（140件）があり、「ICタグレコーダー・物品識別装置」（51件+11件）が続いた。その他には「音声コード読み上げ装置」（11件）なども見られた。

聴覚障害関係では、「人口内耳関連」に集約できるもの（体外機や電池等）（85件）、「聴覚障害者用屋内信号受信装置」（33件）、「助聴器・補聴器関連」（15件）などがみられた。

その他の障害に関するものでは、「電動ページ

めくり機」(上肢障害対象)(10件)が多いものであった。

なお、次項(情報・通信支援用具等)に含むものは事項に含めて集計するとともに、意思疎通支援または準ずるもの以外(自立生活支援用具等)は除外した。また、日常生活用具以外の独自事業としての回答があったものもここに含んで集計した。

c-1.情報・通信支援用具等(例示)

「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲するとして例示した5品目については、全体では73～83%の対応(給付、5%程度の個別協議等)であり、自治体規模別では、指定都市や特別区で高く、町村部で低くなっていた。ブロック別では中国・四国でやや高く、北海道・東北でやや低い傾向がみられる。

「携帯用会話補助装置」の代用となる「会話補助ソフト」は全体で51.0%の対応である。自治体規模では、特別区が最も高く71.2%、町村部が最も低く45.3%である。ブロック別では、中国・四国57.0%、関東・甲信越55.0%が平均を超えている。

しかしながら、「それを動作させるためのPC」等については全体で24.8%であった。自治体規模では、町村部が29.8%で最も高く、指定都市は10.0%と最も低い。またブロック別では、北海道・東北が31.1%と高く、ソフトとは異なる結果を示した。

c-2.情報・通信支援用具等(自由記載)

いずれも数件のレベルにとどまるが、既に例示されている機器等を、「想定している障害とは異なる障害に対して対応する例」として

- ・肢体不自由(上肢障害)者を想定としている「音声入力ソフト」を視覚障害者へ対応
- ・肢体不自由(上肢障害)者を想定としている「視線入力装置」を音声言語障害者(ALS等の難病と推測)へ対応
- ・音声言語障害者を想定としている「携帯用会話補助装置」を失語症者に対応

という例がみられた。

また、種目例を上げずに、対象者として「失語症」、「知的障害」、「発達障害(書字障害)」、

「発達障害(識字障害)」、「高次脳機能障害」の対象障害のみを提示しての、対応種目(品目)の照会では、特に内容を明記しない「情報・通信支援用具」として失語症で8件、知的障害で5件、発達障害等で4件ずつ、難病で1件が対応となっていた。なお、全体を通して個別協議とする例や、視覚障害や上肢障害に相当すれば対応とするところもあった。

D. 考察

①意思疎通支援事業等

a.手話通訳・要約筆記

手話通訳や要約筆記者等の養成・派遣とも、町村部等で実施割合が低くなっていること、養成に比べて派遣の割合が低いことから、都市部ではそれなりの人材の確保ができるが、地方部ではその確保が困難であると考えられる。

遠隔手話通訳サービスについて指定都市では実施割合が高く、町村部で低いことは、地方部では手話通訳者そのものの不足も想定されるが、支所等が少ない(全て本庁対応)等の理由で必要性が低い場合があることも考えられる。

また、手話通訳より要約筆記の方での実施割合が低いことは、人材の確保の問題もあるが、負担が大きい支援方法であるということもできる。「パソコン要約筆記者」の養成例があるのは新しい方式の要約筆記を取り入れ、人材確保を検討しているものといえるがまだ十分ではない。

b.失語症向け意思疎通支援

「失語症向け意思疎通支援者の派遣」は、手話通訳や要約筆記と傾向が異なり、町村部の実施割合が高くなっていた。これは失語症の原因の1つである脳血管疾患を発症しやすい高齢者の割合が高いことが関連しているといえる。このような町村部では、手話通訳等の人材も不足していることから、ニーズはあっても対応が困難になることが想像できる。そのため、養成カリキュラムの確立も必要である。

c.難病患者との意思疎通支援

この事業は、「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて」(平成

28年6月28日 障企発0628第1号、障害保健福祉部企画課長通知)に基づき、入院中においても入院先医療機関と調整の上で、当該患者との意思疎通支援に精通したヘルパーを派遣できる制度である。

そのため、不特定多数の利用者を想定する養成はなく、必要に応じての派遣のみの実施となっているといえる。しかし、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」の養成:39件+19件(詳細未定)・派遣:39件+21件(詳細未定)が検討中であったことを考えると、特定の患者との意思疎通支援に精通したヘルパーの派遣だけでなく、口文字等の習得を含めて、介護・看護従事者に対しても、多様なコミュニケーションスキルの獲得の指導が必要である。

しかしながら、人的支援にも限界があることは手話通訳や要約筆記の回答からも明らかであり、逐次的な支援ではなく、自律的に意思疎通が可能となる意思伝達装置の利用も検討しなければならない。ここで「意思伝達装置の調整・指導者の養成・派遣」についても検討する必要があり、検討中とした回答が養成:41件+26件(詳細未定)、派遣:43件+25件(詳細未定)と、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」より若干多かったことから、その拡大に期待したい。

d. 発達障害・その他との意思疎通支援

これらについては、十分な回答が得られなかったが、代筆代読や、読み書き情報のような内容は視覚障害のみならず、読みが困難である発達障害(識字障害)、書きが困難である肢体不自由、発達障害(書字障害)などの活動制限にも適用できるもといえる。

また、知的障害者等意思疎通支援者は、自治体の委員会に知的障害者の参加を求める際に支援を行うものであるとされていたことから、行政側における合理的配慮といえる。

十分に検討されていない背景としては、まだ新しい対象者であるため検討が開始されないこともあるといえるが、要綱の中では対象であるとされながらも具体的な内容が例示されていないことが要因の1つと考えられる。

②日常生活用具給付事業等

a. 旧制度からの移行品目への対応

情報・意思疎通支援用具の参考例や情報・通信支援用具のうち、旧制度(障害者自立支援法施行前)の日常生活用具や情報バリアフリー化支援事業で具体的に品目が示されていたものについては、引き続き給付されている割合が高い。しかし、貸与や共同利用に関しては、低くなる。(給付対応としている場合も多い。)

このことから、具体的な対応が明示されてきたものは新たな解釈がなくとも対応されているといえる。これは、意思疎通支援事業における手話通訳や要約筆記の養成・派遣と同様の傾向といえる。

b. 新しい品目への対応

情報・通信支援用具のみならず、ICレコーダーやテレビ電話(カメラ付携帯電話を含む)など、従来の品目に置き換わる可能性があるものやより効果的なものの利用が可能な場合がある。しかしながら、従来の品目に縛られていると対応できないこと、新たに品目を自治体毎に定めても再変更が必要になることが容易に想像できる。「聴覚障害者用通信装置」にファックスやテレビ電話を、「聴覚障害者用情報受信装置」に文字放送・地デジを含むなどの包括的な品目(小種目)が有効な対応例である。同様に「視覚障害者用通信装置」や「視覚障害者用情報受信装置」の例があったような、品目を整理するとともに、小種目に含まれる品目については機能面からの説明を加えた例示が必要なるといえる。

c. 発達障害・その他への対応

肢体不自由(上肢障害)者を想定としている「音声入力ソフト」を入力操作が困難な視覚障害者へ対応した例があったように、視覚障害により文字を読むことができずに音声読み上げを行う機器は、発達障害(識字障害)のため読むことが困難な場合にも有効である。

これはある種の障害に対応する機器は、その障害に起因する活動困難に対して、機能を代替するものと説明できる。そのため、原因となる障害が異なっても、同じ活動が困難であれば有効に対応できる方法であると考えられる。

③対応状況の自治体差

今回の調査結果は、自治体規模別での比較と、ブロック別での比較を行った。ブロック別では、北海道・東北で町村部の割合が高く、関東・甲信越では町村部の割合が低いといった差があることから、自治体規模に応じた差をブロックでも見られた。

全体的にみれば、町村部は既存事業である従来メニューは実施しているが、新メニューはあまり実施していないことが多い。これは、対応できる体制（人的資源、財政等）の影響もあると考えられるが、具体的な例示や要綱等の参考資料がなければ判断に困惑していることが考えられる。

しかし、「失語症向け意思疎通支援者の養成・派遣」のように実際に高齢化率に対応して患者割合が高くなる疾患については、町村部が先行して実施・検討している例もみられた。

E. 結論

意思疎通支援事業等（人的支援関係）は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚の各障害に加えて、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が対象になった。しかしながら、視覚、聴覚等の従来からの対象者に関するものが多い。新規対象については、まだ実施されている事業はごくわずかであった。事業の充実のためには、具体的な例示も必要であり、厚生労働省から発出される通知や事務連絡等で積極的に事業として実施を推奨していくことが望まれる。

人材養成については、町村部では人口減少や高齢からの人材不足対応も課題となり、都道府県を中心とした広域支援や、人材育成カリキュラムが必要であるほか、離島や遠隔地では全般に支援者が不足することから、遠隔手話通訳サービスのようなICTを活用した支援事業の汎用化や普及も望まれる。

日常生活用具給付事業等（物的支援関係）は、従来メニュー（旧法制度からの継続）以外にはあまり広がっていない。障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の事業に移行して、新たな

品目や多様な障害への対応は、事業の実施主体である基礎自治体判断で対応できることになっているが、十分な実績が確認できなかった。

そのため、技術革新に合わせて対応できる包括的種目が望ましいほか、対象となる障害については具体的な障害名ではなく、活動困難も含めた障害等のような規定を行うことで、社会状況の変化にも対応しやすいといえる。その反面、情報・通信支援用具のような内容では、具体的なイメージがわかりにくいこともあり、種目、小種目（品目例）を階層的に提示するデータベースが有効と考えられ、本研究分担課題のもう1つのサブテーマである「補装具費支給制度における借受け等のための基礎的データベースの構築に関する研究」で試行的に構築した。

加えて、物的給付に加えて人的支援が必要となる、重度の障害者や難病患者（筋萎縮性側索硬化症）等には、人的支援は不可欠であるが、常時対応は現実的には困難といえる。そのため、人的支援と物的支援の相乗効果を高める工夫が必要となるが、継続的な人的支援を軽減するための物的支援や、物的支援を使いこなすための人的支援の充実を図ることが必要である。

F. 健康危険情報

記載すべきものなし。

G. 研究発表

記載すべきものなし。

H. 知的所有権の出願・登録状況

記載すべきものなし。

（※本研究に関しては、申告すべきCOI（利益相反）状態はない。）

平成29年9月20日

市 町 村
各 障害福祉主管課長 各位
東京都特別区

「意思疎通が困難な者に対する情報保障の
効果的な支援手法に関する研究」班
研究分担者 井 村 保
(中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授)

地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（依頼）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、厚生労働科学研究費障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法に関する研究」（研究代表者・橘とも子（国立保健医療科学院）の一部として、研究分担者・井村保（中部学院大学）が、意思疎通支援に関する施策実施の現状と課題等を明らかにすることで、今後の政策提案を行うための基礎資料とすることを目的に、別紙の調査を実施することといたしました。

業務ご多忙のところ、まことに恐縮ではありますが、より良い施策提言のために、何卒ご協力を賜りたく、お願いいたします。

謹白

(同封資料)

1. 地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（調査概要） ※本紙裏面
2. 地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（回答用紙）
3. 返信用封筒

(問い合わせ・アンケート返送先：調査責任者)

中部学院大学 看護リハビリテーション学部 理学療法学科

教授 井村 保

〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地

電話：0575-24-2211（代表）、FAX：0575-24-9334（研究室直通）

E-mail：t-imura@umin.ac.jp

※離席の場合も多いので、電話対応が困難なことが予想されますが、ご了承下さい。

地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（調査概要）

地域生活支援事業等において意思疎通の基本となるコミュニケーション支援施策には、物的支援となる日常生活用具給付事業や、人的支援となる意思疎通支援事業があります。

日常生活用具給付事業は、平成18年10月の障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の2次施行時より、市町村の判断で新しいコミュニケーション機器や、地域の実情に即した適切な種目や基準額等の給付も可能になっています。

また、意思疎通支援事業は、前身のコミュニケーション支援事業では、手話通訳あるいは点訳・音訳を行う者の派遣又は養成のように、対象者が聴覚障害者や視覚障害者に限定されることも多くありました。しかし、平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、地域生活支援事業実施要綱が改正されました（平成28年3月30日）。この要綱の中において、市町村地域生活支援事業の必須事業としての意思疎通支援事業において、「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることが明確化」がされました。これは、これまで明確になっていなかった聴覚障害者や視覚障害者以外の障害者も、意思疎通支援事業の対象者であり、各自治体には支援を提供することが求められることとなります。

しかし、現状では「失語症パートナー」等の先進的な取り組みを行っている場合もあれば、まだ新しい対応がされていない場合も多いと思います。このような背景のもと、本調査では地域生活支援事業等における日常生活用具給付事業と意思疎通支援事業を中心に、各自治体のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況の照会を行います。得られた結果は、「意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法」として政策提言を行うとともに、研究報告書での報告、関連学会等での発表のほか、ホームページでの公開により、自治体関係者および種々の障害により意思疎通が困難な人々を含む多くの人々に還元できるようにする予定です。公開にあたっては、先進的な事例につきましては、各自治体名を含めて公開する場合がありますが、基本的には個々の基礎自治体名を含まない統計的データでの公開を原則とします。

○調査対象

市区町村の障害福祉主管課、地域生活支援事業事務担当者

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○調査票のご返送方法

調査にご協力いただける場合は、別紙の回答用紙に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

なお、電子データ（<http://imulabo.rakusaba.jp/file/29-com.docx> で Word ファイルをダウンロードできます）にご記入の場合は、電子メールでご返送いただいても構いません。

○ご返送の期限

平成29年10月30日（月）とさせていただきます（遅れる場合は、ご一報いただけると幸いです）

地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（回答用紙）

※単純集計結果を記入

自治体名：（ ）都・道・府・県（ ）郡
 （ ）市・区・町・村 ※自治体コード（ ）

● 回答者について
 （再確認等の照会をさせていただく場合がありますので、問題のない範囲にてお答え下さい。）
 氏名（ ）
 役職（ ） 職種（ ）
 電話番号（ ） FAX番号（ ）
 メールアドレス（ ）
 再確認への対応 可 ・ 否

I. 意思疎通支援事業等（人的支援）関係

問1. 以下の意思疎通支援事業について、実施状況を実績に関わらず、要綱等の制定状況でご回答ください。（実施状況は、項目毎に該当するものも1つ選択してください。）

	直轄で実施 市町村単独の	委託して実施 関連団体等に	共同実施 他市町村と	実施 都道府県で	検討中	未実施	その他 ※具体的にご記入下さい
手話通訳者等の養成	77	264	109	114	9	214	（併用：46） その他：2
同 派遣	261	432	20	21	1	45	（併用：41） その他：2
遠隔手話通訳サービス	27	24	1	13	22	697	（併用：1） その他：1
要約筆記者等の養成	23	117	27	175	7	452	（併用：15） その他：3
同 派遣	198	405	13	29	7	141	（併用：23） その他：1
失語症者向け意思疎通支援者の養成	4	6	1	15	8	765	（併用：0） その他：2
同 派遣	9	20	1	7	9	720	（併用：1） その他：1
盲ろう者向け通訳等の養成	2	20	11	154	3	615	（併用：5） その他：2
同 派遣	13	48	11	128	6	565	（併用：6） その他：2
その他の意思疎通支援者 （ ）の養成							
同 派遣							

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

問2. 意思疎通支援事業以外の意思疎通支援に関連する事業について、実施状況を実績に関わらず、要綱等の制定状況でご回答ください。(実施状況は、項目毎に該当するものも1つ選択してください。)

	直轄で実施 市町村単独の	委託して実施 関連団体等に	共同実施 他市町村と	実施 都道府県で	検討中	未実施	その他 ※具体的にご記入下さい
障害者ITサポートセンター	0	6	0	64	2	743	(併用: 0) その他:1
パソコンボランティア養成	2	6	0	58	3	744	(併用: 0) その他:4
同 派遣	1	3	0	45	2	699	(併用: 0) その他:5
その他()							
その他()							
その他()							

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

問3. 意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象の拡大が明記されましたが、今後、事業の拡充を考えたとき、どのような内容が考えられますか。

(具体的な検討段階は◎、検討が必要と考えるものは○を記入してください。)

	直轄で実施 市町村単独の	委託して実施 関連団体等に	共同実施 他市町村と	実施 都道府県で	検討中 詳細未定で	未実施	その他 ※具体的にご記入下さい
口文字等の読み取りを行う支援者の養成	3	9	7	20	19	720	(併用: 0) その他:2
同 派遣	3	16	3	16	21	651	(併用: 1) その他:1
意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成	5	8	6	22	26	713	(併用: 0) その他:4
同 派遣	3	14	3	22	25	642	(併用: 1) その他:2
その他の意思疎通支援者()の養成							
同 派遣							
その他の意思疎通支援者()の養成							
同 派遣							

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

II. 日常生活用具給付事業（補装具を除く物的支援）関係

以下の各問・項目について、対応状況を実績に関わらず、申請があった場合の判断でご回答ください。

問4. 「情報・意思疎通支援用具」の対応状況について

(1) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例の対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害	給付 815・(貸1)・不可 14
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	【問5で個別に確認します】
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	給付 827・(貸1, 共1)・不可 8
点字器	視覚障害	給付 822・(貸1)・不可 11
点字タイプライター		給付 830・(貸1)・不可 7
視覚障害者用ポータブルレコーダー		給付 832・(貸1)・不可 6
視覚障害者用活字文書読上げ装置		給付 829・(貸1)・不可 8
視覚障害者用拡大読書器		給付 831・(貸1, 共1)・不可 5
盲人用時計		給付 835・(貸4)・不可 4
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	給付 829・(貸2)・不可 7
聴覚障害者用情報受信装置		給付 831・(貸2)・不可 4
人工喉頭	喉頭摘出者	給付 820・()・不可 16
福祉電話 (貸与)	聴覚障害又は外出困難	(給付 34)・貸与 357・不可 421
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難	(給付 139)・貸与 284・不可 399
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害	(給付 31)・貸与 35・ 共同利用 211・不可 527
点字図書		給付 750・(貸1, 共1)・不可 79

※) 対応状況は、種目例毎に、「給付・(その他)・不可」の選択をお願いします。

(例示以外で貸与や共同利用になるものは、() にその旨のご記入をお願いします。)

(2) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例以外の対応状況について (PC・タブレット関連は除く)

種目例	対象者	対応状況(※)
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

問5. 情報・意思疎通支援用具うち、「情報・通信支援用具」および「PC・タブレットを用いたコミュニケーション支援手段（機器・ソフト）」の具体的対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
代替マウス・代替キーボードなどの機器(ハード)	肢体不自由	給付 598・ () ・ 不可 188
スクリーンキーボード(オペレートナビなど)のソフト	肢体不自由	給付 563・ () ・ 不可 220
音声入力ソフト	肢体不自由	給付 577・ () ・ 不可 210
点字キーボード・点字ピンディスプレイ 点字プリンタなどの機器(ハード)	視覚障害	給付 560・ () ・ 不可 217
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害	給付 651・ () ・ 不可 142
会話補助ソフト(トーキングエイド for Ipad などの 「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの)	音声言語(発語)障害	給付 375・ () ・ 不可 398
上記の会話補助ソフトをインストールするための PC(タブレット、スマートフォンを含む)		給付 160・ (貸1) ・ 不可 605
	失語症	給付 ・ () ・ 不可
	知的障害	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(書字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(識字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	高次能機能障害	給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可

※) 対応状況は、種目例毎に、「給付・(その他)・不可」の選択をお願いします。

(貸与や共同利用になるものは、() にその旨のご記入もお願いします。)

種目例が空欄で対象者の記入がある欄は、該当する機器・ソフト等を種目例にご記入を、
種目例・対象者ともに空欄の場合は、全ての項目についてご記入ください。

記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

付表1. 意思疎通支援事業等の実施状況

手話通訳者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	1	8	0	0	1	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	5	15	0	0	2	22	0	0	0	22	100.0%
市	57	180	44	70	38	389	3	52	1	445	87.4%
町村	14	61	65	44	5	189	6	162	1	358	52.8%
合計	77	264	109	114	46	610	9	214	2	835	73.1%

手話通訳者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	21	28	19	21	4	93	1	89	0	183	50.8%
関東・甲信越	23	87	26	33	10	179	3	46	1	229	78.2%
中部	7	36	19	18	10	90	0	18	0	108	83.3%
近畿	11	27	13	13	11	75	4	19	0	98	76.5%
中国・四国	6	33	10	19	7	75	0	15	0	90	83.3%
九州・沖縄	9	53	22	10	4	98	1	27	1	127	77.2%
合計	77	264	109	114	46	610	9	214	2	835	73.1%

手話通訳者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	4	6	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	3	16	0	0	3	22	0	0	0	22	100.0%
市	179	207	6	7	32	431	0	6	1	438	98.4%
町村	75	203	14	14	6	312	1	39	1	353	88.4%
合計	261	432	20	21	41	775	1	45	2	823	94.2%

手話通訳者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	48	101	6	8	5	168	1	14	1	184	91.3%
関東・甲信越	69	125	3	4	13	214	0	7	0	221	96.8%
中部	50	48	1	1	4	104	0	5	0	109	95.4%
近畿	46	38	3	1	9	97	0	1	0	98	99.0%
中国・四国	17	50	5	6	7	85	0	2	0	87	97.7%
九州・沖縄	31	70	2	1	3	107	0	16	1	124	86.3%
合計	261	432	20	21	41	775	1	45	2	823	94.2%

遠隔手話通訳サービス

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	1	1	0	1	1	4	1	5	0	10	40.0%
特別区	2	1	0	0	0	3	1	16	0	20	15.0%
市	21	12	0	7	0	40	19	356	0	415	9.6%
町村	3	10	1	5	0	19	1	320	1	341	5.6%
合計	27	24	1	13	1	66	22	697	1	786	8.4%

遠隔手話通訳サービス

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	6	7	1	0	0	14	3	157	0	174	8.0%
関東・甲信越	8	3	0	7	0	18	7	184	0	209	8.6%
中部	5	3	0	0	1	9	6	88	0	103	8.7%
近畿	5	3	0	0	0	8	4	86	0	98	8.2%
中国・四国	1	5	0	3	0	9	1	72	0	82	11.0%
九州・沖縄	2	3	0	3	0	8	1	110	1	120	6.7%
合計	27	24	1	13	1	66	22	697	1	786	8.4%

要約筆者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	2	8	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	1	0	4	0	5	0	15	1	21	23.8%
市	17	84	15	122	12	250	3	184	1	438	57.1%
町村	4	24	12	49	3	92	4	253	1	350	26.3%
合計	23	117	27	175	15	357	7	452	3	819	43.6%

要約筆者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	9	11	9	24	0	53	1	130	0	184	28.8%
関東・甲信越	4	39	5	52	3	103	3	114	1	221	46.6%
中部	4	8	1	30	1	44	0	63	0	107	41.1%
近畿	3	15	8	25	6	57	2	39	0	98	58.2%
中国・四国	1	22	3	25	4	55	0	31	0	86	64.0%
九州・沖縄	2	22	1	19	1	45	1	75	2	123	36.6%
合計	23	117	27	175	15	357	7	452	3	819	43.6%

要約筆者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	4	6	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	20	0	1	0	21	0	0	0	21	100.0%
市	144	217	6	15	19	401	3	34	0	438	91.6%
町村	50	162	7	13	4	236	4	107	1	348	67.8%
合計	198	405	13	29	23	668	7	141	1	817	81.8%

要約筆者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	36	71	3	6	2	118	1	61	0	180	65.6%
関東・甲信越	51	136	1	10	4	202	1	18	0	221	91.4%
中部	40	47	0	2	2	91	4	14	0	109	83.5%
近畿	38	43	3	1	6	91	0	7	0	98	92.9%
中国・四国	15	49	5	5	8	82	0	6	0	88	93.2%
九州・沖縄	18	59	1	5	1	84	1	35	1	121	69.4%
合計	198	405	13	29	23	668	7	141	1	817	81.8%

失語症者向け意思疎通支援者の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0.0%
特別区	1	1	0	0	0	2	0	17	0	19	10.5%
市	1	3	0	4	0	8	7	407	1	423	1.9%
町村	2	2	1	11	0	16	1	332	1	350	4.6%
合計	4	6	1	15	0	26	8	765	2	801	3.2%

失語症者向け意思疎通支援者の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	1	1	1	2		5	2	174	0	181	2.8%
関東・甲信越	2	3	0	4		9	3	204	1	217	4.1%
中部	0	1	0	5		6	0	97	0	103	5.8%
近畿	0	0	0	3		3	2	91	0	96	3.1%
中国・四国	1	0	0	0		1	1	82	0	84	1.2%
九州・沖縄	0	1	0	1		2	0	117	1	120	1.7%
合計	4	6	1	15		26	8	765	2	801	3.2%

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0.0%
特別区	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0.0%
市	3	6	0	1	0	10	7	391	0	408	2.5%
町村	6	14	1	6	1	28	2	301	1	332	8.4%
合計	9	20	1	7	1	38	9	720	1	768	4.9%

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	4	9	1	2	0	16	3	155	0	174	9.2%
関東・甲信越	4	4	0	3	0	11	3	189	0	203	5.4%
中部	0	1	0	0	0	1	0	103	0	104	1.0%
近畿	0	1	0	1	1	3	2	87	0	92	3.3%
中国・四国	1	1	0	0	0	2	1	77	0	80	2.5%
九州・沖縄	0	4	0	1	0	5	0	109	1	115	4.3%
合計	9	20	1	7	1	38	9	720	1	768	4.9%

盲ろう者向け通訳等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	4	3	2	1	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	0	0	4	0	4	0	17	0	21	19.0%
市	0	13	8	115	4	140	2	286	1	429	32.6%
町村	2	3	0	33	0	38	1	312	1	352	10.8%
合計	2	20	11	154	5	192	3	615	2	812	23.6%

盲ろう者向け通訳等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	1	3	0	23	0	27	2	153	0	182	14.8%
関東・甲信越	0	3	6	42	1	52	0	166	1	219	23.7%
中部	0	2	1	20	1	24	0	83	0	107	22.4%
近畿	0	3	4	36	1	44	1	54	0	99	44.4%
中国・四国	0	3	0	18	1	22	0	61	0	83	26.5%
九州・沖縄	1	6	0	15	1	23	0	98	1	122	18.9%
合計	2	20	11	154	5	192	3	615	2	812	23.6%

盲ろう者向け通訳等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	4	3	2	1	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	2	0	3	0	5	0	14	0	19	26.3%
市	7	24	7	94	4	136	3	275	1	415	32.8%
町村	6	18	1	29	1	55	3	276	1	335	16.4%
合計	13	48	11	128	6	206	6	565	2	779	26.4%

盲ろう者向け通訳等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	2	10	1	20	1	34	4	137	0	175	19.4%
関東・甲信越	5	9	5	35	0	54	1	148	1	204	26.5%
中部	1	6	1	15	1	24	0	83	0	107	22.4%
近畿	2	11	4	27	3	47	1	48	0	96	49.0%
中国・四国	0	3	0	18	0	21	0	59	0	80	26.3%
九州・沖縄	3	9	0	13	1	26	0	90	1	117	22.2%
合計	13	48	11	128	6	206	6	565	2	779	26.4%

障害者ITサポートセンター

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	2		0	2	0	7	0	9	22.2%
特別区	0	0		5	5	0	15	0	20	25.0%
市	0	2		41	43	2	383	0	428	10.0%
町村	0	2		18	20	0	338	1	359	5.6%
合計	0	6		64	70	2	743	1	816	8.6%

障害者ITサポートセンター

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北		1		10	11	1	171	0	183	6.0%
関東・甲信越		2		29	31	1	188	0	220	14.1%
中部		2		11	13	0	91	0	104	12.5%
近畿		1		4	5	0	94	0	99	5.1%
中国・四国		0		5	5	0	80	0	85	5.9%
九州・沖縄		0		5	5	0	119	1	125	4.0%
合計		6		64	70	2	743	1	816	8.6%

パソコンボランティア養成

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	1		0	1	0	8	0	9	11.1%
特別区	0	1		2	3	0	16	0	19	15.8%
市	2	3		36	41	3	384	2	430	9.5%
町村	0	1		20	21	0	336	2	359	5.8%
合計	2	6		58	66	3	744	4	817	8.1%

パソコンボランティア養成

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	1		12	13	2	166	2	183	7.1%
関東・甲信越	1	3		17	21	0	198	1	220	9.5%
中部	0	2		4	6	1	98	0	105	5.7%
近畿	0	0		7	7	0	91	0	98	7.1%
中国・四国	0	0		11	11	0	75	0	86	12.8%
九州・沖縄	1	0		7	8	0	116	1	125	6.4%
合計	2	6		58	66	3	744	4	817	8.1%

パソコンボランティア派遣

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0		0	0	0	9	0	9	0.0%
特別区	1	0		0	1	0	16	0	17	5.9%
市	0	2		31	33	2	359	3	397	8.3%
町村	0	1		14	15	0	315	2	332	4.5%
合計	1	3		45	49	2	699	5	755	6.5%

パソコンボランティア派遣

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	2		7	9	2	157	2	170	5.3%
関東・甲信越	1	0		12	13	0	184	2	199	6.5%
中部	0	1		4	5	0	94	0	99	5.1%
近畿	0	0		6	6	0	87	0	93	6.5%
中国・四国	0	0		12	12	0	69	0	81	14.8%
九州・沖縄	0	0		4	4	0	108	1	113	3.5%
合計	1	3		45	49	2	699	5	755	6.5%

付表2. 意思疎通支援事業等の実施状況(主な自由記述)

	養成	派遣	
手話奉仕員	34	9	(提示項目の「手話通訳等」での回答も多数あり)
手話(要約筆記)奉仕員	1	0	1市
要約筆記奉仕員	4	1	養成・派遣の両方実施は1町、養成のみ2市
パソコン要約筆記	4	0	4市
点訳奉仕員	21	3	養成・派遣の両方実施は2市1町、養成のみ18市
点訳・朗読(音訳)奉仕員	13	2	10市3町で養成(依頼があれば派遣検討、録音物を送付が各1市)
朗読(音訳)奉仕員・ボランティア	15	1	養成・派遣の両方実施は1市1、養成のみ13市
入院時コミュニケーション支援	0	23	1指定都市、19市、3町
代筆代読奉仕員(員、サポート)	2	4	養成・派遣の両方実施は1市、養成のみ1市、派遣のみ3市
読み書き情報支援者	2	0	2市(うち、1市は職員と市民(一定条件あり)対象に実施)
知的障害者等意思疎通支援者	0	1	1市(派遣のみの事業)

付表3. 意思疎通支援事業等の拡大検討状況

口文字等の読み取りを行う支援者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	1	0	0	0	1	0	16	1	18	5.6%
市	2	2	1	12	17	8	387	0	412	4.1%
町村	0	7	6	8	21	11	309	1	342	6.1%
合計	3	9	7	20	39	19	720	2	780	5.0%

口文字等の読み取りを行う支援者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	5	1	6	12	1	160	0	173	6.9%
関東・甲信越	1	1	2	4	8	12	191	1	212	3.8%
中部	0	0	3	3	6	0	97	0	103	5.8%
近畿	0	1	0	2	3	4	86	0	93	3.2%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	78	0	81	2.5%
九州・沖縄	2	2	1	3	8	1	108	1	118	6.8%
合計	3	9	7	20	39	19	720	2	780	5.0%

口文字等の読み取りを行う支援者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	1	0	0	0	1	0	13	0	14	7.1%
市	1	1	1	9	13	9	354	0	376	3.5%
町村	1	15	2	7	25	12	276	1	314	8.0%
合計	3	16	3	16	39	21	651	1	712	5.5%

口文字等の読み取りを行う支援者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	11	0	6	17	3	141	0	161	10.6%
関東・甲信越	1	1	1	4	7	12	169	0	188	3.7%
中部	0	1	2	1	5	0	91	0	96	5.2%
近畿	1	1	0	0	2	4	78	0	84	2.4%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	74	0	77	2.6%
九州・沖縄	1	2	0	3	6	1	98	1	106	5.7%
合計	3	16	3	16	39	21	651	1	712	5.5%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	0	0	0	0	0	1	18	0	19	0.0%
市	3	1	1	13	18	13	380	3	414	4.3%
町村	2	7	5	9	23	12	307	1	343	6.7%
合計	5	8	6	22	41	26	713	4	784	5.2%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	5	1	8	14	1	159	1	175	8.0%
関東・甲信越	0	0	2	5	7	16	189	1	213	3.3%
中部	0	0	2	3	5	1	97	0	103	4.9%
近畿	1	2	0	1	4	5	84	0	93	4.3%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	77	0	80	2.5%
九州・沖縄	4	1	1	3	9	2	107	2	120	7.5%
合計	5	8	6	22	41	26	713	4	784	5.2%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0.0%
市	1	1	1	12	16	11	348	1	376	4.3%
町村	2	13	2	10	27	14	272	1	314	8.6%
合計	3	14	3	22	43	25	642	2	712	6.0%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	10	0	11	21	3	138	1	163	12.9%
関東・甲信越	0	1	1	4	6	14	167	0	187	3.2%
中部	0	0	2	1	4	1	91	0	96	4.2%
近畿	1	2	0	1	4	4	75	0	83	4.8%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	73	0	76	2.6%
九州・沖縄	2	1	0	3	6	2	98	1	107	5.6%
合計	3	14	3	22	43	25	642	2	712	6.0%

付表4. 意思疎通支援事業等の拡大検討状況(主な自由記述)

	養成	派遣	
知的障害者の意思疎通を支援する介助者	0	1	1区
盲ろう者向け通訳	0	1	1市が委託実施を検討中
失語症者向け支援者	0	1	1市が詳細未定で検討中
代筆代読支援者	1	1	1市が詳細未定で検討中
手話通訳者	2	1	1町が養成・派遣の委託実施を検討中、1町が他の市町との共同養成を検討中
手話奉仕員	1	0	1市が委託実施を検討中
点訳ボランティア、音訳ボランティア	1	0	1区が社会福祉協議会で実施と回答

付表5. 情報・意思疎通支援用具等の対応状況

携帯用会話補助装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	440	0		0	440	5	445	98.9%
町村	343	1		3	347	9	356	97.5%
合計	815	1		3	819	14	833	98.3%

携帯用会話補助装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	184	0		0	184	3	187	98.4%
関東・甲信越	224	0		2	226	3	229	98.7%
中部	102	0		0	102	3	105	97.1%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	87	0		1	88	2	90	97.8%
九州・沖縄	117	1		0	118	3	121	97.5%
合計	815	1		3	819	14	833	98.3%

点字ディスプレイ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0	0	0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0	0	0	22	0	22	100.0%
市	445	0	1	0	446	1	447	99.8%
町村	350	1	0	3	354	7	361	98.1%
合計	827	1	1	3	832	8	840	99.0%

点字ディスプレイ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0	0	0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	226	0	0	2	228	1	229	99.6%
中部	108	0	0	0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0	0	0	101	0	101	100.0%
中国・四国	88	0	0	1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	117	1	1	0	119	5	124	96.0%
合計	827	1	1	3	832	8	840	99.0%

点字器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	443	0		0	443	3	446	99.3%
町村	347	1		3	351	8	359	97.8%
合計	822	1		3	826	11	837	98.7%

点字器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	184	0		0	184	4	188	97.9%
関東・甲信越	224	0		2	226	2	228	99.1%
中部	107	0		0	107	1	108	99.1%
近畿	100	0		0	100	1	101	99.0%
中国・四国	88	0		1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	119	1		0	120	2	122	98.4%
合計	822	1		3	826	11	837	98.7%

点字タイプライター

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	445	0		0	445	2	447	99.6%
町村	353	1		3	357	5	362	98.6%
合計	830	1		3	834	7	841	99.2%

点字タイプライター

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0		0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	226	0		2	228	2	230	99.1%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	100	0		0	100	1	101	99.0%
中国・四国	88	0		1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	121	1		0	122	2	124	98.4%
合計	830	1		3	834	7	841	99.2%

視覚障害者用ポータブルレコーダー

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	448	0		0	448	0	448	100.0%
町村	352	1		3	356	6	362	98.3%
合計	832	1		3	836	6	842	99.3%

視覚障害者用ポータブルレコーダー

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0		0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	226	0		2	228	1	229	99.6%
中部	107	0		0	107	1	108	99.1%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	89	0		1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	122	1		0	123	2	125	98.4%
合計	832	1		3	836	6	842	99.3%

視覚障害者用活字文書読上げ装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	448	0		0	448	0	448	100.0%
町村	349	1		4	354	8	362	97.8%
合計	829	1		4	834	8	842	99.0%

視覚障害者用活字文書読上げ装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	184	0		1	185	3	188	98.4%
関東・甲信越	226	0		2	228	1	229	99.6%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	89	0		1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	121	1		0	122	3	125	97.6%
合計	829	1		4	834	8	842	99.0%

視覚障害者用拡大読書器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0	0	0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0	0	0	22	0	22	100.0%
市	447	0	1	0	448	0	448	100.0%
町村	352	1	0	3	356	5	361	98.6%
合計	831	1	1	3	836	5	841	99.4%

視覚障害者用拡大読書器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0	0	0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	225	0	0	2	227	1	228	99.6%
中部	108	0	0	0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0	0	0	101	0	101	100.0%
中国・四国	89	0	0	1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	121	1	1	0	123	2	125	98.4%
合計	831	1	1	3	836	5	841	99.4%

盲人用時計

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	22			0	22	0	22	100.0%
市	448			0	448	0	448	100.0%
町村	355			3	358	4	362	98.9%
合計	835			3	838	4	842	99.5%

盲人用時計

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187			0	187	1	188	0.99468085
関東・甲信越	227			2	229	1	230	99.6%
中部	108			0	108	0	108	100.0%
近畿	100			0	100	0	100	100.0%
中国・四国	89			1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	124			0	124	1	125	99.2%
合計	835			3	838	4	842	99.5%

聴覚障害者用通信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	445	0		0	445	2	447	99.6%
町村	352	2		3	357	5	362	98.6%
合計	829	2		3	834	7	841	99.2%

聴覚障害者用通信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	186	0		0	186	2	188	98.9%
関東・甲信越	227	0		2	229	1	230	99.6%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	100	0		0	100	1	101	99.0%
中国・四国	88	0		1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	120	2		0	122	2	124	98.4%
合計	829	2		3	834	7	841	99.2%

聴覚障害者用情報受信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	446	0		0	446	0	446	100.0%
町村	353	2		3	358	4	362	98.9%
合計	831	2		3	836	4	840	99.5%

聴覚障害者用情報受信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0		0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	227	0		2	229	1	230	99.6%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	87	0		1	88	1	89	98.9%
九州・沖縄	121	2		0	123	1	124	99.2%
合計	831	2		3	836	4	840	99.5%

人工喉頭

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	22			0	22	0	22	100.0%
市	437			0	437	7	444	98.4%
町村	351			3	354	9	363	97.5%
合計	820			3	823	16	839	98.1%

人工喉頭

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	185			0	185	3	188	98.4%
関東・甲信越	224			2	226	3	229	98.7%
中部	106			0	106	2	108	98.1%
近畿	100			0	100	1	101	99.0%
中国・四国	86			1	87	1	88	98.9%
九州・沖縄	119			0	119	6	125	95.2%
合計	820			3	823	16	839	98.1%

福祉電話

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	0	5		0	5	5	10	50.0%
特別区	0	7		1	8	11	19	42.1%
市	21	159		4	184	253	437	42.1%
町村	13	186		5	204	152	356	57.3%
合計	34	357		10	401	421	822	48.8%

福祉電話

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	7	99		0	106	79	185	57.3%
関東・甲信越	6	91		6	103	120	223	46.2%
中部	10	40		2	52	55	107	48.6%
近畿	1	37		1	39	57	96	40.6%
中国・四国	3	38		0	41	48	89	46.1%
九州・沖縄	7	52		1	60	62	122	49.2%
合計	34	357		10	401	421	822	48.8%

ファックス

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	2	1		0	3	7	10	30.0%
特別区	9	0		0	9	12	21	42.9%
市	102	111		2	215	227	442	48.6%
町村	26	172		4	202	153	355	56.9%
合計	139	284		6	429	399	828	51.8%

ファックス

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	20	91		0	111	75	186	59.7%
関東・甲信越	46	66		2	114	110	224	50.9%
中部	20	34		1	55	53	108	50.9%
近畿	22	26		1	49	49	98	50.0%
中国・四国	8	28		0	36	53	89	40.4%
九州・沖縄	23	39		2	64	59	123	52.0%
合計	139	284		6	429	399	828	51.8%

視覚障害者用ワードプロセッサ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	1	0	1	8	9	11.1%
特別区	0	0	2	0	2	18	20	10.0%
市	16	6	94	2	118	310	428	27.6%
町村	15	29	114	5	163	191	354	46.0%
合計	31	35	211	7	284	527	811	35.0%

視覚障害者用ワードプロセッサ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	5	17	54	0	76	108	184	41.3%
関東・甲信越	9	7	56	2	74	143	217	34.1%
中部	4	1	31	1	37	64	101	36.6%
近畿	3	3	14	2	22	75	97	22.7%
中国・四国	1	1	19	1	22	67	89	24.7%
九州・沖縄	9	6	37	1	53	70	123	43.1%
合計	31	35	211	7	284	527	811	35.0%

点字図書

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0	0	0	10	0	10	100.0%
特別区	21	0	1	0	22	0	22	100.0%
市	415	0	0	1	416	26	442	94.1%
町村	304	1	0	3	308	53	361	85.3%
合計	750	1	1	4	756	79	835	90.5%

点字図書

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	164	1	0	0	165	23	188	87.8%
関東・甲信越	212	0	1	3	216	13	229	94.3%
中部	97	0	0	0	97	9	106	91.5%
近畿	88	0	0	0	88	11	99	88.9%
中国・四国	80	0	0	0	80	10	90	88.9%
九州・沖縄	109	0	0	1	110	13	123	89.4%
合計	750	1	1	4	756	79	835	90.5%

※2村は、すべての例示について、(申請があった時に)検討と回答

付表6. 情報・意思疎通支援用具等の対応状況(主な自由記述)

種目例・品目等	対象者		
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害者	140自治体	「聴覚障害者用情報受信装置」に倣った設定
ICタグレコーダー	視覚障害者	51自治体	(他に、11自治体で「物品識別装置」があり、重複する内容もあるといえる)
視覚障害者用色彩識別装置	視覚障害者	15自治体	(色覚識別装置・色柄識別装置)
音声コード読み上げ装置・アダプタ	視覚障害者	11自治体	
人工内耳関連	聴覚障害者	85自治体	人工内耳対外装置や人口内耳用電池など複数の回答があり、集約した
聴覚障害者用屋内信号受信装置	聴覚障害者	33自治体	
助長期・補聴器関連	聴覚障害者	15自治体	補聴器用電池や乾燥機も含む
電動ページめくり機	上肢障害者	10自治体	

付表7. 情報・通信支援用具等の対応状況

代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	17			1	18	3	21	85.7%
市	346			19	365	75	440	83.0%
町村	225			19	244	110	354	68.9%
合計	598			39	637	188	825	77.2%

代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	128			6	134	49	183	73.2%
関東・甲信越	163			19	182	45	227	80.2%
中部	76			6	82	24	106	77.4%
近畿	77			3	80	20	100	80.0%
中国・四国	65			4	69	18	87	79.3%
九州・沖縄	89			1	90	32	122	73.8%
合計	598			39	637	188	825	77.2%

スクリーンキーボード

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	9			0	9	1	10	90.0%
特別区	9			2	11	10	21	52.4%
市	326			19	345	93	438	78.8%
町村	219			17	236	116	352	67.0%
合計	563			38	601	220	821	73.2%

スクリーンキーボード

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	127			6	133	49	182	73.1%
関東・甲信越	137			17	154	70	224	68.8%
中部	74			6	80	26	106	75.5%
近畿	72			3	75	25	100	75.0%
中国・四国	65			5	70	18	88	79.5%
九州・沖縄	88			1	89	32	121	73.6%
合計	563			38	601	220	821	73.2%

音声入力ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	9			2	11	10	21	52.4%
市	331			17	348	91	439	79.3%
町村	227			17	244	109	353	69.1%
合計	577			36	613	210	823	74.5%

音声入力ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	129			6	135	48	183	73.8%
関東・甲信越	141			17	158	67	225	70.2%
中部	76			6	82	24	106	77.4%
近畿	76			1	77	23	100	77.0%
中国・四国	67			5	72	16	88	81.8%
九州・沖縄	88			1	89	32	121	73.6%
合計	577			36	613	210	823	74.5%

点字キーボード等

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	8			0	8	2	10	80.0%
特別区	10			3	13	8	21	61.9%
市	318			22	340	95	435	78.2%
町村	224			17	241	112	353	68.3%
合計	560			42	602	217	819	73.5%

点字キーボード等

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	128			6	134	50	184	72.8%
関東・甲信越	134			21	155	68	223	69.5%
中部	74			6	80	26	106	75.5%
近畿	70			4	74	25	99	74.7%
中国・四国	65			4	69	17	86	80.2%
九州・沖縄	89			1	90	31	121	74.4%
合計	560			42	602	217	819	73.5%

点訳ソフト・画面読み上げソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	20			1	21	1	22	95.5%
市	384			15	399	41	440	90.7%
町村	237			17	254	100	354	71.8%
合計	651			33	684	142	826	82.8%

点訳ソフト・画面読み上げソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	136			7	143	41	184	77.7%
関東・甲信越	183			12	195	32	227	85.9%
中部	82			6	88	19	107	82.2%
近畿	84			2	86	15	101	85.1%
中国・四国	72			4	76	11	87	87.4%
九州・沖縄	94			2	96	24	120	80.0%
合計	651			33	684	142	826	82.8%

会話補助ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	5			0	5	5	10	50.0%
特別区	15			0	15	6	21	71.4%
市	213			23	236	195	431	54.8%
町村	142			17	159	192	351	45.3%
合計	375			40	415	398	813	51.0%

会話補助ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	84			7	91	91	182	50.0%
関東・甲信越	110			12	122	100	222	55.0%
中部	45			5	50	56	106	47.2%
近畿	42			7	49	51	100	49.0%
中国・四国	45			4	49	37	86	57.0%
九州・沖縄	49			5	54	63	117	46.2%
合計	375			40	415	398	813	51.0%

会話補助ソフト用PC類

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	1	0		0	1	9	10	10.0%
特別区	2	0		1	3	17	20	15.0%
市	71	0		21	92	336	428	21.5%
町村	86	1		16	103	243	346	29.8%
合計	160	1		38	199	605	804	24.8%

会話補助ソフト用PC類

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	50	0		7	57	126	183	31.1%
関東・甲信越	38	0		16	54	167	221	24.4%
中部	21	0		4	25	80	105	23.8%
近畿	12	0		4	16	82	98	16.3%
中国・四国	19	0		4	23	60	83	27.7%
九州・沖縄	20	1		3	24	90	114	21.1%
合計	160	1		38	199	605	804	24.8%

※2村は、すべての例示について、(申請があった時に)検討と回答

付表8. 情報・通信支援用具等の対応状況(主な自由記述)

種目例・品目等	対象者	
(未記入)	失語症	4市、4町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	知的障害	1指定都市、2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	発達障害(書字障害)	2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	発達障害(識字障害)	2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	高次脳機能障害	2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	難病	1市
携帯用会話補助装置	失語症 (例は音声言語機能障害)	1市、1区、1町
音声入力ソフト	視覚障害 (例は肢体不自由)	1指定都市
「トビーPCEyeGo」	音声言語機能	1市

意思疎通困難者への障害種別ごとに求められる支援手法に関する研究

研究分担者 佐藤洋子 防衛医科大学校防衛医学研究センター

研究要旨

情報アクセシビリティが整備された環境づくりを進めるため、障害種別ごとの意思疎通手法の体系的な分類が必要とされている背景を受け、現在日本語で報告されている学術論文を中心に、障害種別ごとに求められる支援手法に関する文献レビューを行った。抽出された 89 件の文献について、視覚障害では視覚機能の補強、聴覚情報および触覚情報への変換という観点から、聴覚障害では聴覚機能の補強、視覚情報および触覚情報への変換という観点から、また発達障害、知的障害、高次脳機能障害についてはそれぞれにおける意思疎通の困難さの特徴に応じ、視覚情報や聴覚情報への変換とそれらの併用という観点で支援手法を分類できた。また障害種別を超えた支援手法の応用の可能性が明らかとなった。意思疎通支援は障害の名称ではなく意思疎通が困難な原因やその程度に合わせて提供されることが望ましく、情報アクセシビリティの向上や環境づくりを目指すうえでは今後、このような観点からの網羅的研究が望まれる。

1. 研究目的

コミュニケーションに障害をもつ人が、その人の残存能力に応じて意思を伝える方法を AAC (Augmentative and Alternative Communication; 拡大代替コミュニケーション) といい、情報アクセシビリティが整備された環境づくりを進めるため障害種別ごとの意思疎通手法の体系的な分類が必要とされている。そこで、現在日本語で報告されている学術論文を中心に障害種別ごとに求められる AAC に関する文献レビューを作成した。

2. 研究方法

学術論文の検索は国内医学文献データベース医中誌ウェブ等を用い、AAC 関連検索語による検索式を用いて検索した。得られた文献からタイトル・要約・本文内容に基づき適切な文献を選択し、対象障害ごとの AAC を抽出した。対象障害は視覚障害、聴覚障害、盲ろう、発達障害（自閉症を含む）、知的障害、

高次脳機能障害（失語症）、ALS など総合支援法の対象となっている難病、その他とした。

3. 研究結果

最終的に 89 件の文献が得られた。視覚障害（7 件, 7.1%）では視覚機能の補強、聴覚情報および触覚情報への変換という観点から、聴覚障害（9 件, 9.2%）では聴覚機能の補強、視覚情報および触覚情報への変換という観点から AAC を分類した。発達障害（10 件, 10.2%）、知的障害（11 件, 11.2%）、高次脳機能障害（11 件, 11.2%）についてはそれぞれにおける意思疎通の困難さの特徴に応じ、視覚情報や聴覚情報への変換、およびそれらの併用という観点で分類した。重度身体障害を引き起こす難病（46 件, 46.9%）における AAC では運動機能の補強という観点、および症状の進行に応じた分類を行った。（図 1）

4. 評価（研究成果）

1) 達成度について

おおむね達成できた

<https://alligator.itrc.net/meet/41-agenda/> (accessed 2017-05-17)

2) 研究成果の学術的意義について

我が国で報告されている学術論文を中心に障害種別ごとに求められる AAC に関する文献レビューを初めて作成し、障害種別を超えた横断的研究への提言を行った。

3) 研究成果の行政的意義について

情報アクセシビリティが整備された環境づくりの指針として、意思疎通支援事業における効率的かつ効果的な支援提供の在り方の一考に資する資料となることが期待される。

4) その他特記すべき事項について

なし

- ## 3) 佐藤洋子, 水島洋, 橘とも子. 意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法. インターネット技術第 163 委員会 (ITRC). 医療情報ネットワーク連携および UA 技術の普及・実践分科会 (MINX-UAT). 第 3 回 アクセシビリティワークショップ「意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法」(東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター 国際会議室 2016. 10. 22).

<http://www.itrc.net/minx-uat/workshop201610.html> (accessed 2017-05-22)

7. 知的所有権の出願・取得状況

なし

5. 結論

障害種別ごとに必要とされる AAC 分類を行ったところ、障害種別を超えた AAC の応用の可能性が明らかとなった。本来、AAC は障害の名称によって分類されるものではなく、意思疎通が困難な原因やその程度に合わせて提供されることが望ましく、情報アクセシビリティの向上や環境づくりを目指すうえでは、今後はこのような観点から AAC アプローチに関する研究が進むことが期待される。

6. 研究発表

- 1) 佐藤洋子. 意思疎通が困難な者への障害種別ごとに求められる支援手法に関する文献レビュー. 2017 ; 66(5) : 502-511.
- 2) 水島洋, 佐藤洋子, 橘とも子. アウトカムリサーチのための障がい者登録の必要性. 第 41 回インターネット技術第 163 委員会研究会 (ITRC meet41) ; 2017 年 5 月 ; 東京.

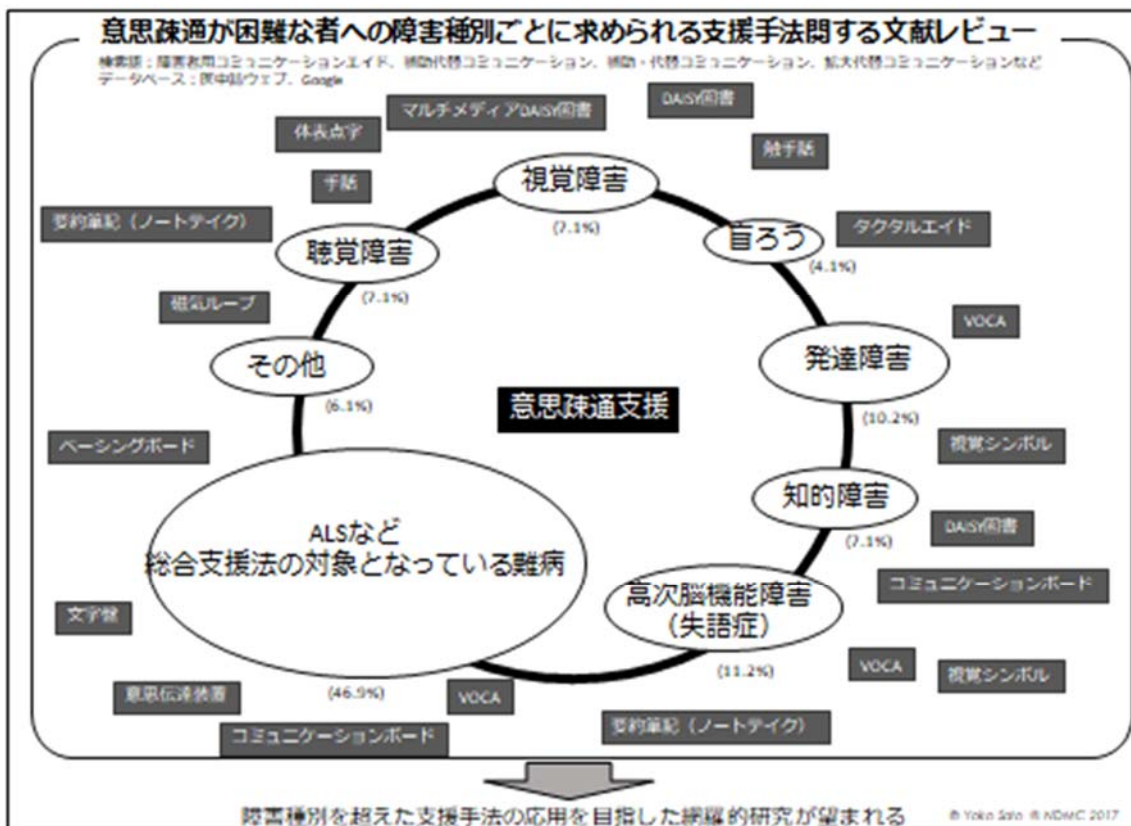


図 1. 分類別レビューのまとめ

新たな支援機器、ICT 技術等を用いた意思伝達困難者への支援に関する研究

研究分担者 中島孝 国立病院機構新潟病院 院長（神経内科）

研究要旨

神経・筋疾患には、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、筋ジストロフィー、先天性ミオパチーなどがあり、疾患ごと、個人ごとの症状の差があるものの、四肢の筋萎縮、嚥下や発声構音器官の障害、呼吸筋の萎縮がおきるため、重度なコミュニケーション障害を引き起こす。介助者を伴わないコミュニケーション支援としては、さまざまなメカニカルスイッチ、視線入力装置などの患者コミュニケーションデバイスがあるが、進行した病態では徐々に使用できなくなる。AMED の研究費で筋萎縮などの障害が高度になり、随意的な運動ができなくなっても使用可能な意思伝達装置として、サイバニックインタフェースが開発された。サイボーグ型ロボットの技術を使用し実用開発されたもので 15 例の重篤な ALS などの神経・筋疾患で臨床試験をおこない実用性が検証された(JMACCTID:JMA-IIA002808)。この装置の制度上の位置づけを検討したところ、障害者総合支援法の補装具費支給制度「重度障害者用意思伝達装置」の生体現象方式に分類され、その中で普及可能と考えられた。

共同研究者

早川竜生(国立病院機構新潟病院、リハビリテーション科、作業療法士)

A. 研究目的

神経・筋疾患には、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、筋ジストロフィー、先天性ミオパチーなどがあり、疾患ごと、個人ごとの症状の差があるものの、四肢の筋萎縮、嚥下や発声構音器官の障害、呼吸筋の萎縮がおきるため、重度なコミュニケーション障害を引き起こす。介助者を伴わないコミュニケーション支援としては、さまざまなメカニカルスイッチ、視線入力装置などの患者コミュニケーションデバイスがあるが、進行した病態では徐々に使用できなくなる。H27～28 年度 AMED 障害者対策総合研究開発事業「進行した ALS 患者等を含む障害者のコミュニケーション支援機器開発」において、臨床試験課題名として、「進行し

た筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の障害者を対象としたサイバニックインタフェース AI02 の有用性に関する多施設共同非盲検自己対照比較試験」(JMACCTID:JMA-IIA00280)でサイバニックインタフェース AI02 (当初の試験機器名はサイバニックスイッチ AI02) が臨床評価された。本研究では重度な障害を持つ患者が本装置を使用するために、この装置の障害者総合支援法の補装具費支給制度「重度障害者用意思伝達装置」の位置づけを検討する必要がある。

(倫理面への配慮)

本研究では臨床試験はおこなわない。

B. 研究方法

すでに障害者総合支援法の補装具費支給制度「重度障害者用意思伝達装置」の補助対象となっている機器を公開されている資料などと、AI02 の臨床試験結果を比較し AI02 の位置づけを検討した。

C. 研究結果

AI02 は、四肢に筋運動が無くても、運動意図に依存した微小な生体電位を皮膚表面から環境中の電氣的ノイズの中から検出しリアルタイムに分析する技術などを統合したサイバニクス技術を使い、重度な ALS 患者等にも使える実用的な意思伝達装置、サイバニックインタフェースとして開発された。この試験は、ALS 等の疾患による障害の進行のためコミュニケーションスイッチが 1 箇所のみ限定されてきている重度な四肢麻痺患者さんを対象として、筋力低下がすすみ、既存意思伝達装置（既存スイッチによる）が使用できなくなった部位（筋動作をつかえなくなった部位）で新たにサイバニックインタフェース AI02（図 1）が意思伝達装置として使用可能か検証したものである。

CYBERDYNE が研究分担して AI02 を臨床試験機器として製造し、臨床試験は多施設共同試験として、15 人（ALS12 人、DMD3 人）平均年齢 56.2 ± 13.6 才、男 14 人 女 1 人が組み入れられたとの結果であった。随意入力 of 計測尺度として、TAT(target accuracy tool)を研究班で開発した。15 人の被験者全員が、筋力低下のため、既存の意思伝達装置では、使用できない身体部位で、新たに AI02 により意思伝達が可能であることが示され、AI02 による意思伝達は設定後 1 時間後も安定していることがこの試験で検証されている。本試験では、Patient reported outcome として、期待損失感の尺度である日本語版 DRS (DRS score) が評価された。この平均値が 0 から 50 未満の場合は AI02 に対する期待損失感がなかったと判断できるが、本試験結果では、 25.7 ± 20.5 であり、AI02 は十分期待通りと評価されていた。

図 1：臨床試験器のサイバニックインタフェース AI02 の機器構成であり、サイバニック電極、サイバニックセンサー、ケーブル、サイバニックコントローラによって動作する。

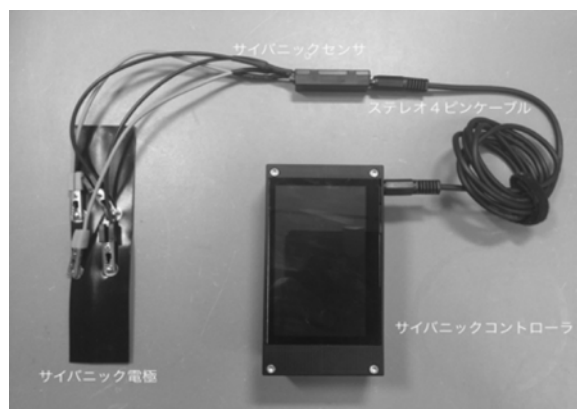
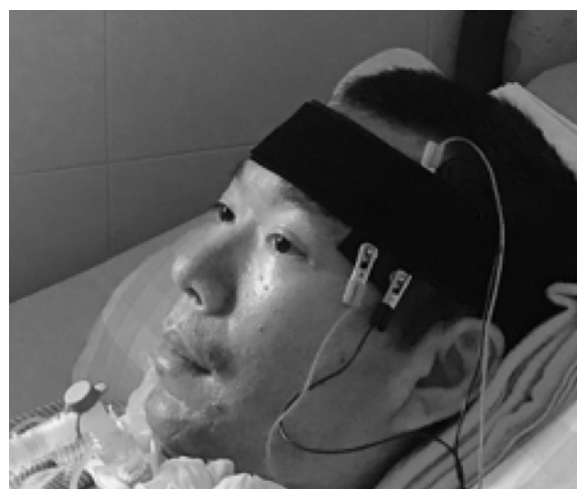


図 2：メカニカルスイッチでは動作しない部位に電極を装着して使用している様子。



D. 考察

サイバニックインタフェース AI02 は筋力が著しく低下するか筋収縮が認められず、既存の意思伝達装置では動作しない重篤な神経・筋疾患患者が使用する障害者総合支援法補装具費支給制度「重度障害者用意思伝達装置」の生体現象方式への対応が検証された意思伝達装置であることが臨床試験により示された。本装置は「重度

障害者用意思伝達装置」であり、目や皮膚を動かしたり、額にしわを寄せたり等、センサを張り付けた部位の筋動作を必要とするいわゆる「筋電入力装置」ではないことがわかった。本装置は我が国で生体現象方式の意思伝達装置としてすでに使用されている「新心語り（ダブル技研）」、「マクトス（テクノスジャパン）」を超える性能がある。これは、臨床試験の TAT による計測で、確実に患者さんの意思を反映されていることが検証されたことである。このため、AI02 の追加機能として、既存の文字ベースの意思伝達装置に接続して文字入力が実用的に可能である。AI02 は既存の生体現象方式の意思伝達装置の機能を超えた能力がある。AI02 の対象となった、動きがなくなった神経・筋疾患の患者から意思を拾い上げるためには、福祉用具を超えた精密でノイズに強い、既存の医療用生体電位計測装置以上の性能が必要だったと考えられる。これにより生活環境のノイズの中で使える、筋電計、脳波計、心電計等の機能を容易に追加実装でき、今後目的や仕様を調整することで医療機器版をつくることも可能であると思われる（執筆者の見解）。

E. 結論

重篤な身体障害を引き起こす難治性の神経・筋疾患に対するコミュニケーション支援は、社会的な基本的権利としてはもちろん、症状コントロールのために、医学的に必須である。一対一のコミュニケーション支援が必要であるだけでなく、機器をもちいたコミュニケーション支援として「重度障害者用意思伝達装置」が重要である。ロボット・AI 技術の進歩に伴い、病状が進行し、手足の動きがなくなっても動作する正確な生体現象方式の重度障害者用意思伝達装置として、新たにサイバニックインタフェース AI02 が開発検証されたといえる。

製品版はこれを踏まえて改良され、サイバニックインタフェース (Cybernic Interface) Cyn (サイン) として実際に利用可能になると思われる。今後、さらなる支援制度の改良および機器の開発研究が必要である。

F. 健康危険情報

特記すべきものなし

G. 研究発表

1. 論文発表

1. 中島孝, 難治性神経・筋疾患に対するコミュニケーション支援技術: 透明文字盤, 口文字法から最新のサイバニックインタフェースまで, 保健医療科学 Vol. 66 No. 5, 491-496, 2017
2. 中島孝監訳, 非悪性腫瘍の緩和ケアハンドブック ALS (筋委縮性側索硬化症) を中心に (オリバー/ボラジオ/ウォルシュ編) 西村書店, 1-164, 2017. 4. 1

2. 学会発表

1. 第 10 回日本在宅薬学会学術大会「難病ケアにおけるロボティクスと QOL-HAL」(パシフィコ横浜 2017 年 7 月 29 日)
2. 第 22 回日本難病看護学会学術集会「難病患者のコミュニケーション—当事者と支援者の立場から」(上智大学四谷キャンパス 2017 年 8 月 26 日)
3. 第 76 回日本公衆衛生学会総会「重度身体障害者 (ALS, 筋ジストロフィーなど) のコミュニケーション支援の取り組み」(かごしま県民交流センター 2017 年 11 月 2 日)

H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究ではなし

意思疎通困難者に対する支援手法の妥当性及び効果等に関する研究 研究分担者 水島 洋 国立保健医療科学院 研究情報支援研究センター長

研究要旨

意思疎通が困難なものに対する情報保障の効果的な支援手法について、その効果についての基準がなく、評価が難しい現状がある。今回、支援手法についての分類を行うとともに、その評価手法に関する検討を行った。その結果、国内には障害者に関する登録して無がなく、医療のアウトカムとしての障害の把握が不足しており、国際機能分類（ICF）や WHODAS2.0 などを活用した障害者レジストリーの構築が急務である。

A. 研究目的

意思疎通が困難なものに対する情報保障の効果的な支援手法について、その効果についての基準がなく、評価が難しい現状がある。今回、支援手法についての分類を行うとともに、その評価手法に関する検討を行う。

また、妥当性や効果等を測るための障害者の現状を把握するための実態の調査を行う。

（倫理面への配慮）

本研究では臨床試験はおこなわない。

B. 研究方法

障害の種類別の情報収集と分類を行う。

また、現状の障害者レジストリーに関する調査を行う。

C. 研究結果

意思疎通困難な障害者としては、視覚障害、聴覚障害、盲聾（もうろう）がこれまで主に考えられてきて、自治体の福祉政策でも中心的に取り扱われていた。しかし、これら以外にも、失語症などの発話障害、ALS などの難病等による筋力低下などの障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害などについても対策を講じる必要性が高まっている。視聴覚障害者に比べて精神系の障害に関してはこれまであまり扱われてこなかったこともある上に、どのような支援が必

要なのかも研究途上ということもあり、支援機器があまりないのが現状であるが、ICT 技術の進歩によって支援可能なものもでてきている。

以下、これらの障害別に、現在利用可能な支援機器に関してまとめた。（表 1 参照）

障害の種類	通常の支援方法	ICTによる支援
視覚障害	盲導犬、点字、音声読み上げ装置、代筆、代読、拡大読書器、デイジー図書	音声読み上げソフト、歩行誘導装置、音声情報装置、点字ディスプレイ
聴覚障害	補聴器、手話、要約筆記、ファックス、ループ、キャプション（テレビ・映画）、聴導犬	音声入力、情報受信装置、音声読み取りソフト（Sir、Cortana）
発話障害	手話、文字盤筆記	音声合成
失語症	カード、言語聴覚士の支援	カードソフト（言語くん）
難病による身体障害	車いす、	電動車いす、ロボット（OriHime）、自動運転
難病による発話障害	文字盤、口文字	視線入力、伝達装置（伝心、レッツチャット、ACAT）、筋電信号
知的障害 発達障害	トーキングエイド、ピクチャーエイド、音声出力会話補助装置	スマートフォンアプリ
高次脳機能障害 精神障害	言語聴覚士の支援	人工知能？
全般	患者会、支援 NPO	Windows、iOS、患者ポータル（WeAreHere）、ICT 支援隊

表 1 障害別コミュニケーション支援機器

一方、妥当性や効果を測定するための障害者レジストリーについては、ないことが分かった。

D. 考察

今後、医療の適切なアウトカムを見るための評価するためにも、障害者の支援をするためにも、国として障害者のレジストリーを構築することは重要である。

E. 結論

今後、医療の適切なアウトカムを見るための評価するためにも、障害者の支援をするためにも、国として障害者のレジストリーを構築することは重要である。

F. 健康危険情報

特記すべきものなし

1. 論文発表

- 1) Mizushima H, Tanabe M, Sugamori Y, Sato Y, Ogata H Establishment of New National Rare Disease (Nambyo) Registry and Registry Guidelines in Japan. Stud Health Technol Inform. 2017;245:536-538. doi:10.3233/978-1-61499-830-3-536 PMID: 29295152
 - 2) Tachibana T, Mizushima H. A Review for Promoting Evidence-based Healthcare and Welfare Policies for People with Disabilities. A Proposed “Definition of Health” for a Care-focused Mature Society. J Epidemiol Public Health Rev 2(6): doi <http://dx.doi.org/10.16966/2471-8211.158>
 - 3) Tachibana T, Mizushima H. Promoting Evidence-Based Health and Welfare Policies for People with Disabilities: Proposing a “Definition of Health” for a Care-Focused Mature Society. Epidemiology (Sunnyvale) 2017; 7:334. doi:10.4172/2161-1165.1000334.
 - 4) 水島 洋. ICT による障害者に対する意思疎通支援の現状と課題. 保健医療科学. 2017 ; 66(5) : 497-501.
2. 学会発表
 - 1) Mizushima H. "Evidence based Public Health“ to "Precision Public Health" Public Health and Nutrition Congress 2017/11/13 Osaka Public Health and Nutrition Congress Abstract Book.
 - 2) Hiroshi MIZUSHIMA, Yasutaka SUGAMORI, Mai Ikegawa-TANABE, Yoko SATO Standardization of Patient Registry. - Importance of Patient Registry for Evidence based Public Health. Public Health and Nutrition Congress 2017/11/14 Osaka Public Health and Nutrition Congress Abstract Book.
 - 3) Tachibana T, Mizushima H. Promoting Evidence-Based Health and Welfare Policies for People with Disabilities: Proposal for the Definition of “Health” in a Matured Society. In: Proceedings of 6th International Conference on Epidemiology & Public Health; 2017 Oct 23-25; Paris, France. Epidemiology (Sunnyvale) 2017; 7 (5 Suppl):79. DOI:10.4172/2161-1165-C1-018.ISSN:2161-1165 Epidemiology (Sunnyvale). <https://www.omicsonline.org/conference-proceedings/epidemiology-2017-posters-accepted-abstracts.digital/files/assets/basic-html/page-13.html> (accessed 2017-11-28).
 - 4) Mizushima H., Ogata H., Sato Y., Mori K. Field Test of ICD-11 in Japan. WHO - FAMILY OF INTERNATIONAL CLASSIFICATIONS NETWORK ANNUAL MEETING 2017 Oral Presentation Mexico City Mexico 17/10/16-21 WHO - FAMILY OF INTERNATIONAL CLASSIFICATIONS

- NETWORK ANNUAL MEETING 2017
Abstract Book.
- 5) Mizushima H., Ogata H., Sato Y., Mori K.
Field Test of ICD-11 in Japan. WHO -
FAMILY OF INTERNATIONAL
CLASSIFICATIONS NETWORK ANNUAL
MEETING 2017 Poster Presentation Mexico
City Mexico 17/10/16-21 WHO - FAMILY
OF INTERNATIONAL CLASSIFICATIONS
NETWORK ANNUAL MEETING 2017
Abstract Book.
- 6) Mizushima H., Tanabe-Ikegawa M., Ogata
H., Sato Y., Mori K. Study on ICD code for
the specified intractable disease in Japan..
WHO - FAMILY OF INTERNATIONAL
CLASSIFICATIONS NETWORK ANNUAL
MEETING 2017 Poster Presentation
Mexico City Mexico 17/10/16-21 WHO -
FAMILY OF INTERNATIONAL
CLASSIFICATIONS NETWORK ANNUAL
MEETING 2017 Abstract Book.
- 7) 水島洋、長谷川英重 医療ブロックチェ
ーンの現状 第 1 回医療ブロックチェ
ーン研究会 2017.11.10 和光 医療ブロッ
クチェーン研究会資料 P.10-57 2017
- 8) 水島 洋、佐藤洋子、小林慎治、木村
円、中村治雅 疾病レジストリーの標準
化ガイドライン 第 37 回医療情報学連合
大会 (大阪) 2017/11/21 日本医療情報学
連合大会抄録集
- 9) 水島洋、入澤厚、五十嵐紀子、長瀬嘉
秀、山本晃、奥田栄司、長谷川英重 ブ
ロックチェーン技術を用いた医療情報の
保管と流通 第 37 回医療情報学連合大会
(大阪) 2017/11/21 日本医療情報学連合
- 大会抄録集
- 10) 水島洋、長谷川英重 医療ブロックチェ
ーンの現状 第 2 回医療ブロックチェ
ーン研究会 2017.11.23 大阪 第 2 回医療
ブロックチェーン研究会資料 P.10-27
2017
- 11) 水島洋、佐藤洋子、橘とも子. 疾病レジ
ストリーの標準化とそのアウトカム指標
としての介護障害者レジストリの必要
性. 第 76 回日本公衆衛生学会総会 ; 2017
年 10 月 ; 鹿児島. 第 76 回日本公衆衛生
学会総会抄録集. p.315.
- 12) 佐藤洋子、川尻洋美、伊東喜司男、坂井
洋治、照喜名通、松繁卓哉、湯川慶子、
北村聖、池田佳生、水島 洋 相談対応行
動分析調査に基づく、難病相談支援ネッ
トワークシステムの導入および利用支援
の検討 第 5 回日本難病医療ネットワー
ク学会 (金沢) 17/09/29 第 5 回日本難
病医療ネットワーク学会抄録集
- 13) 水島 洋 菅森泰隆 佐藤洋子 疾患レジ
ストリー構築・運用法の標準化のための
ガイドライン (電子カルテデータの利活
用にむけた取り組み) 第 17 回 CRC と
臨床試験のあり方を考える会議 2017 (名
古屋) 2017.9.3. 第 17 回 CRC と臨床
試験のあり方を考える会議 2017 抄録集
- 14) 水島洋、佐藤洋子、橘とも子. アウトカム
リサーチのための障がい者登録の必要
性. 第 41 回インターネット技術第 163
委員会研究会 (ITRC meet41) ; 2017 年 5
月 ; 東京. [https://alligator.itrc.net/meet/41-
agenda/](https://alligator.itrc.net/meet/41-agenda/) (accessed 2017-05-17)

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
中島孝監 訳	非悪性腫瘍の緩和ケアハンドブック。－ALS（筋委縮性側索硬化症）を中心に－	D.オリバー/ G.D.ボラジオ/ D.ウォルシュ 編	非悪性腫瘍の緩和ケアハンドブック。－ALS（筋委縮性側索硬化症）を中心に－	西村書店,	東京	2017.4. 1	1-164

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
<u>Tachibana T, Mizushima H.</u>	A Review for Promoting Evidence-based Healthcare and Welfare Policies for People with Disabilities. A Proposed “Definition of Health” for a Care-focused Mature Society.	J Epidemiol Public Health Rev	2(6)	doi http://dx.doi.org/10.16966/2471-8211.158	2017 《Review》
<u>Tachibana T, Mizushima H.</u>	Promoting Evidence-Based Health and Welfare Policies for People with Disabilities: Proposing a “Definition of Health” for a Care-Focused Mature Society.	Epidemiology (Sunnyvale)	7:334.	doi:10.4172/2161-1165.1000334.	2017 《Commentary》
橘とも子.	【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して-「意思疎通が困難な人々」への支援-】共生社会における情報アクセシビリティ向上を目指して.	保健医療科学.	66(5)	473-483.	2017 《論壇》
橘とも子.	【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して-「意思疎通が困難な人々」への支援-】巻頭言.	保健医療科学.	65(1)	471-472.	2017 《その他》

中島孝	【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して-「意思疎通が困難な人々」への支援-】難治性神経・筋疾患に対するコミュニケーション支援技術：透明文字盤，口文字法から最新のサイバニックインタフェースまで。	保健医療科学	Vol.66 No.5,	491-496	2017 《総説》
中島孝	健康寿命延伸への貢献 神経筋疾患および脳血管障害患者に対する Hybrid Assistive Limb(HAL)を利用したサイバニクス機能再生治療(Cybernic functional regeneration using Hybrid Assistive Limb(HAL) for the patients with neuromuscular and cerebrovascular diseases)	臨床評価	45 巻 2 号	p.352-357	2017.08 《英語》 《解説》
中島孝	【ロボット工学、サイバニクスと神経疾患】サイバニクスの神経疾患への活用 HALの医師主導治験を踏まえた今後の展望と課題	神経内科	86 巻 5 号	p.583-589	2017.05 《解説/特集》
池田 哲彦, 遠藤 寿子, 中島 孝	【ニューロリハビリテーションの進歩】療法と実際 上肢・下肢リハビリロボット	Clinical Neuroscience	35 巻 5 号	p.572-575	2017.05 《解説/特集》
井村保	意思伝達装置にかかる補装具費支給状況と支援者等資源の相関分析からの多職種連携の提案	日本難病医療ネットワーク 学会機関誌	4(2)	(印刷中)	2017
井村保	ALS患者におけるコミュニケーション機器の導入支援に関するニーズの分析-テキストマイニングによる個別ニーズの体系化の試み	中部学院大学・中部学院大学短期大学部 研究紀要	18	103-112	2017

水島洋	【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して-「意思疎通が困難な人々」への支援-】 ICT による障害者に対する意思疎通支援の現状と課題.	保健医療科学	Vol.66 No.5	p.497-501	2017 《総説》
勝野 雅央, 橋詰 淳, 中村 治雅, 小野 賢二郎, 湯地 晃一郎, 山田 雅信, 渡邊 琢也, 一丸 勝彦, 加藤 直人, 井上 隆弘, 草間 真紀子, 水島 洋, 藤本 陽子, 秋元 周, 小林 潔, 大脇 健二, 上杉 幸嗣.	神経変性疾患に対するリバーストランスレーショナルリサーチの基盤としての患者レジストリおよびバイオバンク.	臨床薬理 .	48(4)	141-147	2017 《解説》
佐藤洋子	【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して-「意思疎通が困難な人々」への支援-】 意思疎通が困難な者への障害種別ごとに求められる支援手法に関する文献レビュー.	保健医療科学	Vol.66 No.5	p.502-511	2017 《総説》

学会発表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
<u>Tachibana T, Mizushima H.</u>	Promoting Evidence-Based Health and Welfare Policies for People with Disabilities: Proposal for the Definition of “Health” in a Matured Society.	In: Proceedings of 6th International Conference on Epidemiology & Public Health; 2017 Oct 23-25; Paris, France.	Epidemiology (Sunnyvale) 2017; 7 (5 Suppl):79.	DOI:10.4172/2161-1165-C1-018.ISSN:2161-1165 Epidemiology (Sunnyvale).	2017

<u>Tachibana T.</u>	Towards Improvement of Information Accessibility in a Care-focused mature Society: A proposed “definition of health” for a mature society.	In: Proceedings of 3rd World Congress on Public Health, Nutrition & Epidemiology; 2017 Nov 13-14; Osaka, Japan.	J Community Med Health Educ 2017; 7(5 Suppl): 13.	DOI:10.4172/2161-0711-C1-029. ISSN:2161-0711 JCMHE.	2017 《会議録》
<u>Tachibana T.</u>	Improving regional information accessibility in terms of support for people who have difficulty communicating.	In: Proceedings of 3rd World Congress on Public Health, Nutrition & Epidemiology; 2017 Nov 13-14; Osaka, Japan.	J Community Med Health Educ 2017; 7(5 Suppl):33.	DOI:10.4172/2161-0711-C1-030. ISSN: 2161-0711 JCMHE.	2017 《会議録》
<u>Mizushima H.</u>	Evidence based public health to precision public health.	In: Proceedings of 3rd World Congress on Public Health, Nutrition & Epidemiology; 2017 Nov 13-14; Osaka, Japan.	J Community Med Health Educ 2017; 7(5 Suppl):13.	DOI:10.4172/2161-0711-C1-029.	2017 《会議録》
<u>Mizushima H, Yasutaka Sugamori, Yoko Sato.</u>	Standardization of patient registry: Importance of patient registry for evidence based public health.	In: Proceedings of 3rd World Congress on Public Health, Nutrition & Epidemiology; 2017 Nov 13-14; Osaka, Japan.	J Community Med Health Educ 2017; 7(5 Suppl):33.	DOI:10.4172/2161-0711-C1-030. ISSN:2161-0711 JCMHE, on open access journal.	2017 《会議録》
<u>水島洋, 佐藤洋子, 橘とも子.</u>	アウトカムリサーチのための障がい者登録の必要性.	第 41 回インターネット技術第 163 委員会研究会	(ITRC meet 41) ;2017年 5月 ;東京.	https://alligator.itrc.net/meet/41-agenda/ (accessed 2017-05-17)	2017 《会議録》

<p>佐藤洋子, 水島洋, 橘とも子.</p>	<p>意志疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法.</p>	<p>インターネット技術第163委員会(ITRC). 医療情報ネットワーク連携および UA 技術の普及・実践分科会 (MINX-UAT).</p>	<p>第3回 アクセシビリティワークショップ「意志疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法」(東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター 国際会議室2016.10.22) .</p>	<p>http://www.itrc.net/minx-uat/workshop201610.html (accessed 2017-05-22)</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p>橘とも子.</p>	<p>「外傷」医療データベース等を活用した予後情報システム構築に向けた調査研究の試み.</p>	<p>インターネット技術第163委員会(ITRC). 医療情報ネットワーク連携および UA 技術の普及・実践分科会 (MINX-UAT).</p>	<p>第3回 アクセシビリティワークショップ「意志疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法」(東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター 国際会議室2016.10.22) .</p>	<p>http://www.itrc.net/minx-uat/workshop201610.html (accessed 2017-05-22)</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p>橘とも子, 池田和功, 長谷川美香, 竹之内直人, 古屋好美.</p>	<p>日本公衆衛生学会MR委員会【健康危機管理SG② 平時情報基盤】平成28年度活動報告.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会; 2017.10.31-11.2; 鹿児島.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.</p>	<p>p.596.</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p>橘とも子.</p>	<p>【エビデンスに基づいた障害保健福祉施策の推進】障害保健福祉行政の動向から見えてきた障害保健福祉施策の課題. シンポジウム24-4「エビデンスに基づいた障害保健福祉施策の推進」.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会; 2017.10.31-11.2; 鹿児島.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.</p>	<p>p.167.</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p>水島洋, 佐藤洋子, 橘とも子.</p>	<p>疾病レジストリの標準化とそのアウトカム指標としての介護障害者レジストリーの必要性.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会; 2017.10.31-11.2; 鹿児島.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.</p>	<p>p.315.</p>	<p>2017 《会議録》</p>

橋とも子, 末廣栄一, 鈴木倫保, 水島洋.	医療Databaseアウトカム指標としてのDisability Registry構築に関する提案.	第41回日本脳神経外傷学会；2018年2月；東京.	第41回日本脳神経外傷学会抄録集.	p.130.	2017 《会議録》
佐藤洋子, 水島洋, 緒方裕光	ICD-10（2013年版）における分類変更が厚生統計に与える影響の定量的評価	第76回日本公衆衛生学会総会；2017.10.31-11.2；鹿児島.	第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.	p.282	2017 《会議録》
橋とも子, 水島洋	シンポジウム37【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して】地域の情報アクセシビリティ向上を目指して	第76回日本公衆衛生学会総会；2017.10.31-11.2；鹿児島.	第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.	p.203	2017 《会議録》
中島孝	シンポジウム37【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して】37-4. 重度身体障害者（ALS,筋ジストロフィーなど）のコミュニケーション支援の取り組み.	第76回日本公衆衛生学会総会；2017.10.31-11.2；鹿児島.	第76回日本公衆衛生学会総会抄録集	p.205.	2017年11月2日 《会議録》
中島孝	難病ケアにおけるロボティクスとQOL-HAL	パシフィコ横浜	第10回日本在宅薬学会学術大会		2017年7月29日 《会議録》
中島孝	難病患者のコミュニケーション-当事者と支援者の立場から-	（上智大学四谷キャンパス）	第22回日本難病看護学会学術集会		2017年8月26日 《会議録》
大田健太郎, 飛永雅信, 遠藤寿子, 池田哲彦, 會田泉, 米持洋介, 中島孝	PSP Postural Instability typeにおける123I-IMP SPECTのパターン	Dementia Japan	31巻4号	p.594	2017.10 《会議録》
金澤 雅人, 三浦南, 鳥谷部 真史, 小山 美咲, 島山 公大, 石川 正典, 中島 孝, 小野寺 理, 高橋 哲哉, 西澤 正豊, 下畑 享良	脳梗塞後遺症の機能回復を目指した低酸素低糖刺激保護的ミクログリア細胞療法	脳循環代謝	29巻1号	p.157	2017.11 《会議録》

中島孝	脳機能回復を目指す/ 脳機能回復を促す サイボーグタイプロボットHALを使用したサイバニクス治療による機能再生/治験から適応拡大へ	脳循環代謝	29巻1号	p.130	2017.11 《会議録》
高橋 千晶, 中島 孝	脳卒中慢性期におけるHAL使用歩行運動療法による神経機能回復とDTIを用いた神経可塑性評価について	The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine	54巻特別号	p.2-7-3-3	2017.05 《会議録》
中島 孝	HALによるニューロリハビリテーション「HAL医療用下肢タイプの神経・筋8疾患での使用について」	筋ジストロフィー医療研究	4巻	p.23	2017.10 《会議録》
中島 孝	HAL医療用下肢モデルによる神経筋疾患等に対するサイバニクス治療とは何か?	脳と発達	49巻Suppl.	p. S194	2017.05 《会議録》
田中 英智, 豊島 靖子, 他田 真理, 清水 宏, 米持 洋介, 小澤 哲夫, 中島 孝, 高橋 均, 柿田 明美	進行性骨化性線維異形成症の1剖検例	新潟医学会雑誌	131巻5号	p.315-316	2017.05 《会議録》
中島 孝	高齢者パーキンソン病の診かたと支え方 Cyborg型ロボットHALの適応と効果 今後のパーキンソン病への適応拡大に向けて.	日本老年医学会雑誌	54巻Suppl.	p.77	2017.05 《会議録》
井村保	保健所における重度障害者用意思伝達装置の導入支援状況に関する調査.	第22回日本難病看護学会 学術集会 ; 2017.8.25-26; 東京. 日本難病看護学会誌	2017;22(1)	p.50.	2017 《会議録》

<p><u>井村保</u></p>	<p>重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給制度における種目構造のあり方:市町村等へのアンケート調査から.</p>	<p>日本リハビリテーション工学協会・第32回リハ工学カンファレンス; 2017.8.22-24; 神戸. リハ工学カンファレンス講演論文集</p>	<p>32回</p>	<p>p.175-176</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p><u>井村保</u></p>	<p>意思伝達導入支援にかかわる意識調査:医療機関と訪問看護ステーションを対象としたアンケートから.</p>	<p>第5回日本難病医療ネットワーク学会学術集会; 2017.9.29-30; 金沢. 日本難病医療ネットワーク学会機関誌</p>	<p>2017;5(1)</p>	<p>p.56</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p><u>早瀬久美</u></p>	<p>シンポジウム37【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して】37-1. 医療現場における情報アクセシビリティ.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会; 2017.10.31-11.2; 鹿児島.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.</p>	<p>p.203</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p><u>打浪文子</u></p>	<p>シンポジウム37【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して】37-2. 知的障害児・者への「わかりやすい」情報提供・コミュニケーション支援</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会; 2017.10.31-11.2; 鹿児島.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.</p>	<p>p.204</p>	<p>2017 《会議録》</p>
<p><u>立石雅子</u></p>	<p>シンポジウム37【地域の情報アクセシビリティ向上を目指して】37-3. 失語症におけるコミュニケーション支援</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会; 2017.10.31-11.2; 鹿児島.</p>	<p>第76回日本公衆衛生学会総会抄録集.</p>	<p>p.204</p>	<p>2017 《会議録》</p>